

○土地收用法ニ依リ起業者ヨリ事業認定ノ申請ヲ爲

シタル場合ニ關スル件

(明治三十五年七月三十日
内務省訓令 第十四號)

北海道廳 府縣

明治三十三年法律第二十九號土地收用法第十三條ニ依リ起業者ヨリ事業認定ノ申請ヲ爲シタル場合ニ於テ其事業施行ノ爲メ御料地及國有林野ニ潰地ヲ要スルモノアルトキハ御料局支廳若クハ御料局事務所所管ノ御料地ニ付テハ當該支廳長若クハ事務所長ニ其他ノ御料地ニ付テハ御料局長ニ又國有林野ニ付テハ大林區署長ニ其支障ノ有無ニ付協議ヲ遂ク事業認定申請書進達ノ際該協議ノ顛末ヲ具申スヘシ

○收用審査會裁決事項ニ關スル件

(明治三十四年五月十日土甲第二號)
各地方長官宛内務省土木局長通牒)

土地收用法第三十五條ノ規定ニ依レハ收用審査會ハ收用又ハ使用スヘキ土地ノ區域損失ノ補償及收用ノ時期又ハ使用ノ時期期間ノ三事項ヲ定メテ裁決ヲ爲スヘキモノニ有之從テ同事項中仮令當事者間何等係争ノ點ナキ事項有之候トモ必ス右三事項ヲ定メテ裁決ヲ爲スヘキハ勿論ニシテ萬一其ノ一ヲ脫漏スルトキハ明カニ同條ノ法文ニ違背スルモノト相成候條收用審査會ノ裁決ニハ同事實ヲ脫漏無之様御注意相成度此段依命及通牒候也

○土地收用法事業認定ニ關スル件

(大正二年三月十八日發第五九號)
各地方長官宛内務省土木局長通牒)

軌道條例ニ依ル軌道敷設事業認定申請書進達方ニ付テハ明治四十一年四月發第四五號土木局長通牒ニ基キ夫々御取扱可相成筈ノ處往々工事施行認可申請以前ニ事業認定申請書ヲ進達セラル、向有之右ハ整理上無益ノ手數ヲ要スルノミナラス此等事業ノ工事ハ工事施行認可ヲ得初メテ實施設計確定スルモノナレハ調査ノ結果其設計ヲ變更スル場合ハ事業認定ノ計畫ニモ同様ノ變更ヲ及ホシ一旦提出セシ圖書モ更ニ訂正再出セシムルカ如キ再度ノ手數ヲ醸スヘキ義ニ付爾今右申請書ハ工事施行ノ認可アリタル後認可年月日ヲ記ハセシメ御進達相成度猶電氣機、瓦斯燈及輕便鐵道法ニ依ル事業ノ事業認定申請ニ關シテモ右同様御取計相成度

○河川法ニ依リ河川ノ敷地ト認定セラレタル土地

及土地收用法ニ依リ收用セラレタル土地ノ分割

竝土地臺帳更正ニ關スル件

(大正三年九月十日發土第二六號ノ内)
各地方長官宛内務省土木局長通牒)

一筆ノ土地ノ一部カ河川法ニ依リ河川ノ敷地ニ認定セラレ又ハ土地收用法ニ依リ收用セラレタル場合ニ於テ前者ニ在テハ官廳ヨリ丈量圖ヲ添へ後者ニ在テハ起業者ヨリ補償金受取證又ハ供託受領證及土地ノ測量圖(測量圖ノ分界ハ當該道府縣ノ認證ヲ受クルヲ要ス)ヲ添へ土地臺帳所管廳ニ通知又ハ届出ヲ爲ストキ

ハ分割手續ヲ爲シ又右河川敷地若ハ收用地ニ關シ證憑ヲ具シ官廳又ハ起業者ヨリ土地臺帳ノ訂正ヲ請求スルトキハ之ニ依リ處理シ可然旨大藏省主稅局長ヨリ稅務監督局長ヘ通牒セル旨通知有之候條御了知相成度候

○住宅建設ニ要スル土地收用ノ件

(大正九年二月十八日發士第七號)
(各地方長官宛土木局長通牒)

府縣郡市町村其ノ他公共團體ニ於テ住宅ノ不足ヲ補フ爲メ住宅ヲ經營スルハ其ノ事業ノ計劃如何ニ依リテハ土地收用法第二條第五號ニ該當スル事業トシテ之ニ要スル土地ハ同法ニ依リ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ルモノト御承知相成度爲念

○電氣事業法ノ準用ヲ受ケタル事業ニ對シ收用法

適用ニ關スル件

(大正八年二月二十八日發第四〇號)
(各地方長官宛土木局長通牒)

明治四十四年勅令第二百三十七號ニ依リ電氣事業法ノ準用認定ヲ受ケタル事業ニ對シ往々土地收用法ニ依リ土地ヲ收用又ハ使用ニ得ルモノトシテ事業認定書進達ノ向モ有之候處右準用認定ハ單ニ當該事業ニ付電氣事業法ノ準用ヲ許スニ止マリ之ヲ土地收用法ノ適用ヲ許スヘキ事業トスルノ義ニハ無之候條御了知相成度爲念及通牒候也

○ 雜 則

○行政執行法

(明治三十三年六月二日)
(法律第八四號)

第一條 當該行政官廳ハ泥醉者、瘋癲者、自殺ヲ企ツル者其ノ他救護ヲ要スト認ムル者ニ對シ必要ナル檢束ヲ加ヘ戒器、兇器其ノ他危險ノ虞アル物件ノ假領置ヲ爲スコトヲ得暴行、鬭爭其ノ他公安ヲ害スルノ虞アル者ニ對シ之ヲ豫防スル爲必要ナルトキ亦同シ前項ノ檢束ハ翌日ノ日没後ニ至ルコトヲ得ス又假領置ハ三十日以内ニ於テ其ノ期間ヲ定ムヘシ

第二條 當該行政官廳ハ日出前、日没後ニ於テハ生命身体又ハ財産ニ對シ危害切迫セリト認ムルトキ又ハ博奕、密賣淫ノ現行アリト認ムルトキニ非サレハ現居住者ノ意ニ反シテ邸宅ニ入ルコトヲ得ス但シ旅店割烹店、其ノ他夜間ト雖衆人ノ出入スル場所ニ於テ其ノ公開時間内ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 當該行政官廳ハ密賣淫犯者若ハ其ノ前科者ニシテ尙密賣淫ノ常習アル者ニ對シ其ノ健康ヲ診斷シ若ハ指定シタル醫師ノ檢診ヲ受ケシメ傳染性疾患ニ罹リ必要アリト認ムルトキハ病院ニ入ラシメ又ハ指定シタル醫師ノ治療ヲ受ケシメ治療ニ至ル迄指定シタル場所ニ居住セシメ其ノ外出ヲ禁止スルコトヲ得
前項費用ノ費用ハ本人又ハ媒合者ノ負擔トス但シ本人又ハ媒合者ニ於テ費用ヲ負擔スルノ資力

ナシト認ムルトキハ廳府縣警察費ヲ以テ支辨スヘシ
風俗上ノ取締ヲ要スル業ヲ爲ス者ノ居住其ノ他ノ制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 當該行政官廳ハ天災、事變ニ際シ又ハ勅令ノ規定アル場合ニ於テ危害豫防若ハ衛生ノ爲
必要ト認ムルトキハ土地、物件ヲ使用、處分シ又ハ其ノ使用ヲ制限スルコトヲ得

第五條 當該行政官廳ハ命令又ハ法令ニ基ツキテ爲ス處分ニ依リ命シタル行爲又ハ不行爲ヲ強制ス
ル爲左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 自ラ義務者ノ爲スヘキ行爲ヲ爲シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ爲サシメ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徴
收スルコト

二 強制スヘキ行爲ニシテ他人ノ爲スコト能ハサルモノナルトキ又ハ不行爲ヲ強制スヘキトキ
ハ命令ノ規定ニ依リ二十五圓以下ノ過料ニ處スルコト

前項ノ處分ハ豫メ戒告スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ急迫ノ事情アル場合ニ於テ第一
號ノ處分ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラス

行政官廳ハ第一項ノ處分ニ依リ行爲又ハ不行爲ヲ強制スルコト能ハスト認ムルトキ又ハ急迫ノ
事情アル場合ニ非サレハ直接強制ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 第三條及第五條ノ費用及第五條ノ過料ハ國稅徵收法ノ規定ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得
行政官廳ハ前項ノ徵收金ニ付國稅ニ次キ先取持權ヲ有ス

第一項ノ費用及過料ニ關スル繰替支辨收入ノ所屬其ノ他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 認可又ハ許可ヲ受クルニ非サレハ所有スルコトヲ得サル物件行政官廳ノ保管ニ歸シタル場
合ニ於テ其ノ所有ヲ認許スヘカラサルトキハ其ノ所有權國庫ニ歸屬ス假領置ヲ爲シタル物件ニ
シテ一箇年以内ニ交付ヲ請求スル者ナキトキ亦同シ

○行政執行法施行令

(明治三十三年六月二日 勅令第二一五三號)

第一條 廳府縣長官ハ行政執行法第三條ノ健康診斷ヲ行フカ爲必要ナル設備ヲ爲スヘシ

前項設備ニ要スル費用ハ廳府縣警察費ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ
第二條 生命、身体若ハ財産ニ對シ危害切迫セリト認メ又ハ水陸ノ交通ニ危害ヲ及ホスノ虞アリ
ト認メタルトキハ當該行政官廳ハ行政執行法第四條ニ依リ必要ナル措置ヲ爲スコトヲ得

左ノ各號ニ掲クル土地、物件ニ關シテハ法令ノ規定ニ違背シ因テ危害ヲ生シ又ハ健康ヲ害スル
ノ虞アリト認メタルトキ亦前項ニ同シ

一 崩壞又ハ人ヲ陷落セシムルノ虞アル場所

二 家屋其ノ他ノ工作物

三 船車其ノ他交通ノ用ニ供スル器具又ハ裝置

四 汽關、汽機及其ノ附屬裝置

五 前各號ニ掲ケタルモノノ外主務大臣ノ定メタル土地、物件

第三條 危害豫防ノ爲又ハ衛生上必要ト認ムル物品ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ必要ナル分量ヲ

試驗ノ用ニ供スルコトヲ得

第四條 行政執行法第五條ノ過料ハ處分ヲ爲ス行政官廳ノ區別ニ從ヒ左ノ金額ヲ超ユルコトヲ得

- 一 各省大臣 二十五圓
- 二 廳府縣長官 十圓
- 三 其ノ他ノ行政官廳 二圓

第五條 行政執行法第五條ノ戒告ハ履行期間ヲ定メ且書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第六條 行政執行法第五條ノ費用ノ徵收ハ現ニ要シタル費用及其ノ納期日ヲ決定シ決定書ノ正本ヲ義務者ニ交付シテ之ヲ爲スヘシ

第七條 行政執行法第五條ノ費用ハ事務費ノ所屬ニ從ヒ國庫又ハ府縣經濟ヨリ之ヲ支出シ其ノ徵收金及過料ハ事務費ノ所屬ニ從ヒ國庫又ハ府縣經濟ニ收入スヘシ

前項ノ規定ハ行政執行法第三條ノ費用ニ付之ヲ準用ス但シ本人又ハ媒合者ヲシテ病院ニ辨償セシムルトキハ此ノ限ニ在ラス

附 則

第八條 他ノ法令ノ規定ニ依リ行政官廳ニ於テ行政處分ヲ強制スル爲豫メ戒告ヲ爲ストキ自ラ義務者ノ爲スヘキ行爲ヲ爲シ若ハ第三者ヲシテ之ヲ爲サシメ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徵收スルトキ

又ハ行政處分ヲ強制スル爲過料ニ處スルトキハ第五條、第六條及第七條第一項ノ規定ヲ準用ス

○公共團體ノ管理スル道路堤塘等侵害ニ對シ原狀

回復ヲ命スルコトヲ得ルノ件 (大正三年四月四日 法律第三七號)

第一條 公共團體ニ於テ管理スル道路溝渠其他公共ノ用ニ供スル土地物件ヲ濫ニ使用シ又ハ許可ノ條件ニ反シテ使用スル者ニ對シ管理者タル行政廳ハ地上物件ノ撤去其他原狀回復ノ爲必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

第二條 前條ノ場合ニ於テハ行政執行法第五條及第六條ノ規定ヲ準用ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○許可ヲ受ケスシテ直接公用ニ供シタル土地水面

ノ使用ニ對シ原狀回復ヲ命スルノ件 (大正二年五月六日 縣令第二二一號)

許可ヲ受ケスシテ直接公用ニ供シタル土地水面ヲ使用シ若ハ形質ヲ變更シタル者ハ別ニ規定アルモノヲ除ク外拘留又ハ料料ニ處ス

前項ノ使用若ハ形質ヲ變更シタル者ハ直ニ原狀ニ回復スヘシ

第一項ノ土地水面中官有地ニ係ル行爲者ニ對シテハ其行爲アリタル日ヨリ原狀回復ノ日迄使用ニ

對スル料金ヲ辨償セシムルコトアルヘシ

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○郡長ニ於テ便宜施行スヘキ事件及委任事項(大正元年九月十七日 縣告示第六六號)

郡長ニ於テ便宜施行スヘキ事件及特ニ委任シテ處理セシムル事項左ノ通定メ發布ノ日ヨリ之ヲ施行セシム

- 一、郷社以下神社ノ本殿及拜殿寺院佛堂ノ本堂及庫裏ノ改築、増築、修繕並境内ニ於ケル位置變更及之等建物ニ附屬スル建物ノ建築、改築、増築、修繕、除却並境内ニ於ケル位置變更許可ノ事但式内神社並元祿元年以前ノ建築ニ係ルモノヲ除ク
- 一、寺院佛堂境内外地ノ枯損障害木竹土石切芝ノ採取及樹根採掘許可ノ事
- 一、郷社以下神社例祭日變更許可ノ事
- 一、郷社以下神社及寺院境内取締ノ制札建設ノ指揮ヲ與フル事但古社寺保存法ニ依ル特別保護建造物ヲ有スルモノヲ除ク
- 一、郷社以下神社ノ社掌定員認可ノ事(大正三年四月四日)
- 一、郷社以下神社ノ基本財産ニシテ特別ノ事情アル場合ニ於ケル管理方法認可ノ事
- 一、古社寺保存資金管理規程第四條ニ依ル添書下付ノ事

一、縣社以下神社ノ社入金中ヨリ寄贈ヲ爲スコトヲ許可スルコト

- 一、寺院什物取締ノ事
- 一、郷社以下神社ノ寶物貴重品並寺院ノ寶物持出及佛像出開帳許可ノ事但郡外ニ係ルモノヲ除ク
- 一、名所舊跡保存ノ事
- 一、士族ヲ平民籍ニ編入許可ノ事
- 一、士族戸主死亡跡相續延期許可ノ事
- 一、明治四十三年八月縣令第三十二號第十二條ニ依リ郡町村立ノ學校職員ニ給スル慰勞金決定ノ事
- 一、町村立小學校教員ニ給スル手當又ハ慰勞金決定ノ事
- 一、公立小學校々舎建築並充用認可ノ事但其ノ費用ノ爲メ公債ヲ起スモノヲ除ク
- 一、官有ノ借地ニ依ル民有ノ建物ヲ質入若ハ賣買讓渡ヲ爲ストキハ其ノ貸地タルヲ證明ノ事
- 一、森林法ニ在ル開墾願ニシテ面積ニ反歩未滿傾斜二十度未滿ノモノニ對スル許可ノ事但公有社寺ニ屬スルモノ及地盤保護上相當設備ヲ爲サシムル必要アルモノヲ除ク
- 一、重要物産商業組合法ニ依ル役員認可ノ事
- 一、死体患部解剖許可ノ事
- 一、胎兒死体保存許可ノ事

- 一、町村立實業補習學校ノ名稱、學則並生徒定員ノ變更及分室ノ設置、廢止、教科書採定認可ノ事

- 一、町村立小學校代用教員進退ニ關スル事

○郡長委任條件

(大正元年九月十七日
縣訓令第八號)

郡長委任條件左ノ通定メ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十二年二月訓令第十九號ハ之ヲ廢止ス

- 一、郡判任官以下賜暇及除服出仕ノ事
- 一、郡判任官ニ給スル賞與金決定ノ事
- 一、郡判任待遇者及郡史員ノ俸給、賞與金、退職給與金及死亡賜金決定ノ事但學校職員ヲ除ク
- 一、郡判任官以下廳地外居住許可ノ事但課長又ハ上席郡書記ヲ除ク
- 一、郡役所管理ニ係ル不用物品賣却ノ事
- 一、郷社以下神社ノ本殿及拜殿、寺院佛堂ノ本堂及庫裏ノ改築、増築、修繕並境内ニ於ケル位置變更及之等建物ニ附屬スル建物ノ建築、改築、増築、修繕除却並境内ニ於ケル位置變更許可ノ事但式内神社並元祿元年以前ノ建築ニ係ルモノヲ除ク
- 一、寺院佛堂内外地ノ枯損障礙木竹土石切芝ノ採取及樹根採掘許可ノ事
- 一、郷社以下神社例祭日變更許可ノ事

- 一、郷社以下神社及寺院境内取締ノ制札建設ノ指揮ヲ與フル事但古社寺保存法ニ依ル特別保護建造物ヲ有スルモノヲ除ク

- 一、郷社以下神社ノ社掌定員認可ノ事
- 一、郷社以下神社ノ基本財産ニシテ特別ノ事情アル場合ニ於ケル管理方法認可ノ件
- 一、古社寺保存資金管理規程第四條ニ依ル添書下付ノ事
- 一、縣社以下神社ノ社入金中ヨリ寄贈ヲ爲スコトヲ許可スル事
- 一、寺院什物取締ノ事
- 一、郷社以下神社ノ寶物貴重品並寺院ノ寶物持出及佛像出開帳許可ノ事但郡外ニ係ルモノヲ除ク

- 一、名所舊跡保存ノ事
- 一、士族ヲ平民籍ニ編入許可ノ事
- 一、士族戸主死亡跡相續延期許可ノ事
- 一、明治四十三年八月縣令第三十二號第十二條ニ依リ郡町村立ノ學校職員ニ給スル慰勞金決定ノ事
- 一、町村立小學校教員ニ給スル手當又ハ慰勞金決定ノ事
- 一、公立小學校々舎建築並充用認可ノ事但其ノ費用支辨ノ爲メ公債ヲ起スモノヲ除ク
- 一、官有ノ借地ニ在ル民有ノ建物ヲ買入若ハ賣買讓渡ヲ爲ストキハ其ノ貸地タルヲ證明スル事

- 一、森林法ニ依ル關墾願ニシテ面積ニ反歩未滿傾斜二十度未滿ノモノニ對スル許可ノ事但公有社寺有ニ屬スルモノ及地盤保護上相當設備ヲ爲サシムル必要アルモノヲ除ク
- 一、重要物產同業組合法ニ依ル役員認可ノ事
- 一、死体患部解剖許可ノ事
- 一、胎兒死体保存許可ノ事
- 一、町村立實業補習學校ノ名稱、學則並生徒定員ノ變更及分室へ設置、廢止、教科書ノ採定認可ノ事
- 一、町村立小學校代用教員進退ニ關スル事

○諸文書經由手續

(明治三十一年十一月二十一日) 縣令第五十一號

諸文書經由手續左ノ通相定ム

但明治二十五年^六月縣令第四十八號ハ之ヲ廢止ス

- 第一條 知事ニ宛若ハ經由ノ爲メ當廳へ提出スル文書ハ總テ市町村長及郡長ヲ經由スヘシ但シ經由ニ付特別ノ規定アルモノハ其ノ規定ニ依ルヘシ
- 第二條 郡長ニ提出スル諸文書ハ總テ町村長ヲ經由スヘシ
- 第三條 諸文書中市町村長及郡長ヲ經由スルニ及ハサル事件ハ告示ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

○諸文書中市町村長及郡長ヲ經由スルニ及ハサル事件

(明治三十一年十一月二十一日) 縣告示第二八七號

諸文書中市町村長及郡長ヲ經由スルニ及ハサル事件左ノ如シ

- 第一項 左記ノ事件ニ關スル文書ハ市町村長及郡長ヲ經由スルニ及ハス
 - 一、銀行諸會社取引所及商業會議所ヨリ差出ス諸願報告及届出ノ件
 - 二乃至五(削除)
 - 六、警部補及巡查退隱料及遺族扶助料法ニ依ル退隱料(一時金共)又ハ遺族扶助料請求書ノ件
 - 七、同上ニ依ル諸届書ノ件
 - 八、電氣事業ノ爲メ河水引用並水路新設願ノ件
 - 九、軌道條例並地方鐵道法ニ關スル出願ノ件
 - 十、「蠶病豫防法施行規則」ニ依ル諸届ノ件
 - 十一、度量衡ニ關スル諸願届及報告ノ件
 - 十二、肥料ニ關スル諸願届及報告ノ件
 - 十三、國縣道敷及堤防敷使用願ノ件
 - 十四、森林法第二十一條ニ依ル異議ノ意見書
 - 十五、土地收用法ニ依ル申請ノ件

- 十六、公有水面埋立法ニ依ル申請ノ件
- 第二項 左記ノ事件ニ關スル文書ハ郡長ヲ經由スルニ及ハス町村長ノ申請上申及報告ニ係ハルモノ亦同シ但第九項乃至第十七項ノ事件ハ所轄警察官署長ヲ經由スヘシ
- 一、(削除)
- 二、軍人恩給法ニ依ル恩給扶助料請求書ノ件
- 三、受恩給者有勤者身上異動及恩給金勳章年金受領地轉換届ノ件
- 四、文官恩給法ニ依ル恩給扶助料請求書ノ件
- 五、同上ニ關スル諸届出ノ件
- 六、諸恩給ニ關スル生存證明及證書檢閲報告ノ件
- 七、地種組替ニ關スル諸申請願ノ件
- 八、獸醫蹄鐵工ニ關スル諸願届ノ件但仮開業願ニ關スル場合ヲ除ク
- 九、「醫業取締規則」ニ依ル諸願届ノ件
- 十、入齒々抜口中療治整骨營業取締規則ニ依ル諸願届ノ件
- 十一、「鍼灸治營業取締規則」ニ依ル諸願届ノ件
- 十二、「藥種商並製藥者取締規則」ニ依ル諸願届ノ件
- 十三、「產婆取締規則」ニ依ル諸願届ノ件
- 十四、獸畜家養場取締規則ニ依ル諸願届ノ件

- 十五、胞衣埋焼場取締規則ニ依ル諸願届ノ件
- 十六、「斃獸畜取締規則」ニ依ル諸願届ノ件
- 十七、墓地火葬場新設變更ニ關スル諸願届ノ件

○様式

○出願ニ關スル事項

- 一 保證人ハ其ノ地籍市町村ニ住居シ資力信用アル者ヲ以テ之ニ充ツルコト
- 一 公共團體又ハ法人ノ出願ニ對シテハ保證人ヲ要セス但シ公共團體ノ場合ハ其ノ議會ノ決議書寫ヲ添付スルコト
- 一 面積ノ計算ハ左ニ依ルコト
 - 一 宅地ニ利用スル土地ハ坪トシ勺位ニ止ム
 - 一 其ノ他ノ土地ハ反別トシ一步未滿ハ切捨テトス但一筆ニシテ一步未滿ノモノハ勺位ニ止ム
 - 一 實測圖ハ三斜丈量法ニ依リ其ノ計算ノ基ク根據ヲ明記スルコト
 - 一 河川法施行區域ニ於ケル千曲川同支川犀川ニ對スル出願ニハ別ニ河川台帳(平面圖寫)ニ其ノ目的區域ヲ記載シタル圖面ヲ添付スルコト
 - 一 河川ニ關スル出願、土木請負ニ關スルモノ不用道路敷處分及道路敷寄附ニ關スル願書様式ハ左記規則及通牒ニ記載アルヲ以テ別記様式中之ヲ省畧ス
 - 一 河川取締規則、土木請負規則、土木工事地元請負規則、大正十年^八月土甲發第六七號內務部長通牒、大正十二年^六月土甲發第四七號內務部長通牒

○第一號樣式

路線名 道路 占用 願

何郡市何町村大字何字何番地先

一 占用面積 何 坪 (地下埋設物ハ其ノ延長及直徑 電柱ハ本柱、支柱、支線ノ數)

一 占用ノ目的 何 ヲ

一 占用ノ方法 何 ヲ

一、占用期間 許可ノ日ヨリ何年何月

一 占用ノ料 一ヶ年金 何程 但一坪ニ付金

右占用致度候間御許可被成下度別紙關係書類相添此段奉願候也

何郡市何町村番地 願人 何 某印

知事 宛

備考

添付書類

一 工事計畫説明書

二 工事設計書

三 縱橫断面圖

四 構造圖

五 平面圖

添付書類ハ大正九年十月縣令第六二號ヲ參照シ作製スルコト

○第二號樣式 沿道土地内工作物設置(地形變更)願

一 路線名

何郡市何町村大字何字何番

一 地目反別一工作物ノ種類員數又ハ土地掘鑿若ハ盛土

一 施設(施行)ノ目的

一 著手ノ期日 許可ノ日ヨリ何日以内

一 竣功(終了)許可ノ日ヨリ何年何月何日

右工作物設置(掘鑿盛土)ノ義御許可被成下度別紙設計書及圖面相添此段奉願候也

何郡市何町村番地 願人 何 某印

知事 宛

備考

添付書類

一 設計書

二 平面圖

三 縱橫斷面圖、構造圖

四 土地所有者以外ノ者ヨリ出願スルトキハ地主ノ承諾書ヲ添付スルコト

○第三號様式

架設區間 索道(鐵索)架設願

何郡市何町村大字何字何ヨリ何郡市何町村大字何字何ニ至ル

一 延長何里何丁

事業ノ目的 何々

架設期間 許可ノ日ヨリ何年何月

右索道(鐵索)架設致度候間御許可被成下度御許可ノ上ハ土木取締規則ヲ遵守可致候別紙關係書類相添此段奉願候也

何郡市何町村何番地

起業者 何

某印

知事宛 年 月 日

備考

添付書類

イ 設計書

ロ 平面圖

ハ 構造圖、縱橫斷面圖

ニ 公衆ノ用ニ供シタル道路河川用悪水路ヲ横過シ架設スル場合ハ左ノ調書及管理者ノ承諾書

ヲ添付スルコト

調書

郡	市町	村大字	字	地目	幅員	延長	坪使	用數	圖面對照番號
				町村道					
				用水路					

ホ 架設位置ニ當ル土地又ハ建造物ノ所有者若ハ占有者ノ承諾書

ヘ 道路河川及家屋等ニ對スル危険豫防設備ノ方法書

○第四號様式

河水(用悪水)引用願

何郡市何町村大字何字何地籍

一 何河ヨリ引用
 一 引用 毎秒何箇
 一 落差 何 尺
 一 理論馬力 何馬力
 一 引用ノ目的 何々
 一 引用期間 許可ノ日ヨリ何年何月
 右河水(用惡水)引用仕度候間御許可被成下度御許可ノ上ハ土木取締規則ヲ遵守可致候別紙關係書類相添此段奉願候也

年 月 日

何郡市何町村何番地

願 人 何

某 印

何郡何村何番地

保 證 人 何

某 印

知 事 宛

備 考

イ 添 付 書 類

- 一 設計書取入口其ノ他ノ方法ヲ詳記スルコト
- 二 實測平面圖水車ノ爲引用スルモノニシテ簡易ナルモノハ見取圖ニテ差支ナシ

三 實測縱橫断面圖

四 潰 地 調 書

五 民有地ニ屬スルモノハ地主及權利關係者ノ承諾書承諾ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ理由書

六 引用水量十箇以上ノ場合ハ陸地測量部發刊五万分ノ一地圖ニ出願地點ヲ示シタルモノニ

通十箇未滿ノ場合ハ一通

ロ 河水又ハ用惡水引用ノ爲メ取入口ニ工作物ヲ施スヘキ個所官有川敷ニ屬スルトキハ工作物設置並官有川敷使用(占用)ヲ官有用惡水路敷ニ屬スルトキハ用惡水路敷使用願ヲ同時ニ提出スルコト但灌漑用水其他公共ノ用ニ供スルモノハ別ニ使用(占用)ノ出願ヲ要セス河水又ハ用惡水引用願ニ工作物設置並官有川敷使用(占用)又ハ用惡水路敷使用ニ關スル出願事項ヲ併記スルコトヲ得

○第五號 樣式

用惡水路、溜池新設變更廢止河川改修願

何郡市町村大字何字何

一 用水路(又ハ惡水路)河川延長何間何分幅何間何分

(溜池ニアリテハ面積)

一 目的(灌漑又ハ水車、何々)

右新設(變更、廢止、河川改修)致度候間御許可ノ上ハ土木取締規則(又ハ河川取締規則)ヲ遵守可
致候別紙關係書類相添此段奉願候也

年 月 日

何郡市何町村何番地

起業者何

某印

知 事 宛

備考

添付書類

イ 設計書

ロ 實測平面圖及町村圖寫

ハ 縱橫斷面圖

ニ 潰地調査

ホ 地主ノ承諾書

ハ 灌溉ノ爲ニ溜池又ハ水路ノ新設ヲナス場合ハ其灌溉反別ヲ記載スルコト河川ノ改修願ニハ

改修後ノ敷地ノ處分ヲ記載ノコト

○第六號様式

木材川下願

一 河川名 何々

一 川下區域及期間

何郡市何町村大字何字何ヨリ何郡市何町村大字何字何ニ至ル延長何里何丁、期間自何年何月

何日何年何月(何日)間

一 木材ノ寸尺及員數

角 材 何寸乃至何尺角 何 本

丸 材 長何尺乃至何尺 何 本

計 太 末口何寸乃至何尺 何 本

長何尺乃至何尺 何 本

一 木材ニ彫付スヘキ極印ノ形状

(極印ノ寸方及形状ヲ示スコト)

一 木材積置場位置及積置期間

何郡市何町村大字何字何官有川敷(何番民有地)

積置期間自何年何月何日何年何月(又ハ何日)間

至何年何月何日

右木材川下仕度候間御許可被成下度御許可ノ上ハ木材川下取締規則ヲ遵守可致候別紙設計書構

造圖及平面圖相添此段奉願候也

年 月 日

何郡市何町村何番地

起業者何

某印

同 願 人 何

某印

七七三

保證人何 某印

知事宛

備考

イ 添付書類

- 一 設計書及構造圖 假堰其他工作物設置ノ場合
- 二 見取圖 揚卸場所及木材積置場所並假堰其他工作物設置個所及川下區域ヲ顯スコト
- ロ 治水工作物橋梁量水標用水等ニ危害ヲ及ホスヘキ虞アル場合ハ之ニ對スル豫防方法書ヲ添付スルコト
- ハ 木材揚卸場所及木材積置場所等民有地ニ屬スルトキハ地主ノ承諾書官有川敷ニ屬スル場合ハ同時ニ官有川敷使用(占用)願書ヲ提出スルコト但木材川下願ニ官有川敷使用(占用)ニ關スル出願事項ヲ併記スルコトヲ得

○第七號様式

發電水利使用許可願

今般水力電氣發生ノ爲メ何縣何郡何村地内ニ於テ何川河水ヲ使用シ發電所新設致度候ニ付御許可相成度大正十年五月縣令第五十一號發電水利使用規則ニ依リ別紙關係圖書並保證金振込濟通知書相添此段奉願候也

何縣何郡市町村何番地

願人何 某印

年月日 知事宛

備考

イ 添付書類

- 一 起業計畫説明書 (圖面添付)
 - 二 起業ト公益事業トノ關係調書
 - 三 工事費概算書
 - 四 事業計畫及其ノ收支概算書
 - 五 會社ヲ設立スルモノハ定款ノ謄本組合事業ハ定款又ハ規約書ノ謄本
 - 六 既設會社ニシテ縣内ニ電氣事業經營ノ許可又ハ水利使用ノ許可ヲ受ケタル者ヲ除クノ外其ノ會社ノ登記簿ノ謄本及定款
 - 七 公共團體ハ起業ニ關スル決議書ノ謄本
- 添付書類詳細ハ發電水利使用規則ヲ參照スルコト
- ロ 願書ハ百馬力以上ハ三通其ノ他ハ二通提出スルコト

○第八號様式

砂防指定地内作業願

一 砂防指定地

何郡市何町村大字何字何番
地目反別

一 作業ノ目的 立木ノ間伐、土地ノ掘鑿、何々
一 作業ノ期間 自何年何月何日 何年何月何日
右砂防指定地内ニ於テ作業仕度候間御許可被成下度別紙作業方法書及圖面相添此段奉願候也

何郡市何町村何番地

願 人 何 某 印

備考 知 事 宛 年 月 日

添付書類

一 砂防指定地作業方法書

作業方法書

河川距離	河川ヨリ距離何丁	所在地番地目	台帳反別	作業反別	作業ノ目的
		何郡何町村大字何字何			

方位並傾斜東西ニ面シ平均何度	地況 礫混リノ粘土質ニシテ何年生ノ杉松雜木散在ス	作業方法 作業ノ方法ヲ詳記スルコト	作業跡手入方法ヲ記載スルコト	工事設計別紙工事設計書及構造圖ノ通	備考
----------------	--------------------------	-------------------	----------------	-------------------	----

- 二 平面圖 市町村圖寫ヲ添付スルコト
- 三 土地所有者ニアラサル者ヨリ出願スル場合ハ地主ノ承諾書ヲ添付スルカ又ハ願書ニ連署スルコト

○第九號様式

國有土地管理換申請

何郡(市)何町村大字何字何地番

一 地目

實測坪數(反別)何坪(何步)

右土地(市)町村道何々線(若クハ用水路)改築ニ要スル潰地ニ供シ度候間内務省所管ニ管理換相成

度別紙調書並實測圖添付此段及申請候也

何郡(市)町村長何 某印

知事宛 年 月 日

備考
添付書類
一 潰地調書

潰地調書

郡(市)	町村	大字	字	地番	地目	台帳反別 (坪數)	潰地反別 (坪數)	價	格	所管	省名
何	何	何	何	何	何	(坪) 步	(坪) 步	何	何	々	省
計											

- 二、市町村圖寫及所管換ヲ要スル個所ノ丈量圖
- 三、所管官廳トノ協議ヲナシタルトキハ其協議ノ照復書類ノ寫
- 四、道路若ハ用水路改築ノ監督官廳ノ認可若クハ許可書ノ寫

○第十號樣式
國有地々種目組替申請書

何郡市何町村大字何字何番

一 地目反別何程

新地目 何々

右ハ何々(地種目組替ヲ必要トスル理由)ニ付地種目組替相成度別紙圖面相添此段申請候也

何郡何市町村長 何 某印

知事宛 年 月 日

備考

添付書類

平面圖、丈量圖

○第十一號樣式

國有地 交換願

何郡市何町村大字何番字何

一 廢道敷反別何程 國有地

此價格金何程 但一坪ニ付金何程

何郡市何町村大字何番字何

一 畑反別何程 願人所有地

此價格金何程 但一坪ニ付金何程

右ハ何年何月何日指令第何號ヲ以テ道路變更ノ義御許可相成候ニ就テハ右變更ノ爲不用ニ歸シタ
ル廢道敷ト新設道路潰地トナリタル拙者所有地下前記ノ通交換ノ義御許可被成下度別紙圖面及關
係書類相添此段奉願候也

何郡市何町村何番地

出願人 何

某印

知事 宛

備考

添付書類

- 一 登記承諾書(民有地ニ對スル分)
- 二 登記濟證(同上)
- 三 道路變更許可書寫
- 四 圖面 村圖寫及官有地民有地ノ實測圖

○第十二號様式

廢道敷(廢堤防敷)賣却願

何郡市何町村大字何字何番地先

一廢道敷 步(坪) 變更地目 何々

此買受代金何程 但一坪ニ付金何程

右何國縣道(又ハ何川堤防)ノ處何々ニヨリ不用ニ屬シ居リ候ニ付前記代金ヲ以テ賣却ノ義御許可
被成下度別紙圖面相添此段奉願候也

何郡市何町村何番地

出願人 何

某印

知事 宛

備考

添付書類

村圖寫及實測圖

圖面 出願地ト丁杭トノ距離ヲ記載スルコト

○第十三號様式

堤塘敷使用處分認可申請

何郡市何町村大字何番字何

一堤塘敷反別何程 但 中何間

此使用期間 自何年何月何日 何年何ヶ月

使用ノ目的何々

右ハ當市町村費用負擔ノ堤塘敷ノ處何町村何番地何某ヨリ前記ノ通り使用願出ニ付調査候處公益

上支障無之ニ付左記條件ヲ附シ許可ノ見込ニ付御認可相成度別紙何會決議書寫及圖面相添此段及申請候也

年 月 日

郡市町長 何 某印

(又ハ水利組合管理者何某印)

知 事 宛

記

條 件

- 一 公益上必要ト認ムルトキハ許可ヲ取消シ又ハ許可條項ヲ増減變更スルノ條件ヲ付スルコト
- 二 使用年期明又ハ許可取消ノ場合原狀回復ニ關スル條件ヲ付スルコト
- 三 許可條件ノ義務ヲ履行セサル場合ノ代執行及代執行ニ要シタル費用徴收ニ關スル條件ヲ付スルコト
- 四 許可條件ニヨリ履行スヘキ義務ノ爲ニ生スル費用ノ負擔並許可條件ニ基キテ發スル命令ニ依リ損害ヲ生シタル費用負擔ニ關スル條件ヲ付スルコト

備考

添付書類

- 一 市町村會又ハ組合會決議書寫
- 二 村圖寫及實測圖

○第十四號樣式

地圖誤謬訂正承認願 (正副二通提出ノコト)

何郡市何町村大字何何番字何

一何地反別何程

右拙者所有地ハ市役所(町村役場)備付ノ第何番字何切圖ニヨレハ甲圖ノ通ニ有之候處右ハ何々(誤謬ノ理由)ニヨリ官有道路溝渠等ノ位置形狀實地ト相違シ全ク製圖者ノ誤リナルコト發見致シ候ニ付乙圖ノ通訂正方所轄稅務署へ願出致シ度候間御承認被成下度別紙證據書類及圖面相添此段奉願候也

何郡市何町村何番地

願 人 何 某印

年 月 日
知 事 宛

備考

添付書類

一 證據書類

二 圖面正圖及誤圖

○第十五號樣式

反別丈量誤謬訂正承認願 (正副二通提出ノコト)

何郡市何町村大字何番字何

一、何地反別何程

此實測反別何程

右土地今回實測候處前記ノ通り増加致シ候ニ就テハ所轄稅務署へ反別誤謬訂正ノ届出致シ度候處
官有道路(河川等)ニ接シ居リ候ニ付隣地トシテ御承認被成下度別紙圖面相添此段奉願候也

何郡市何町村何番地

願 人 何 某 印

年 月 日

知 事 宛

備考

添付書類

圖面、市町村圖寫及實測圖

○第十六號樣式

土地賣買ニ付登記申請

左記ノ通

一、不動産ノ表示

何年何月何日附土地賣渡證書

一、登記ノ目的

所有權移轉ノ登記

一、土地ノ價格

金何千何百圓

一、登録稅

金 何 圓

右登記相成度別紙土地賣渡證書及ヒ何某ノ權利ニ關スル登記濟證相添此段申請候也

何年何月何日

何郡何村何番地

賣 主 何 某 印

何郡何村何番地

買 主 何 某 印

某 區 裁 判 所

出 張 所 御 中

記

一、何郡何村大字何字何番

一、畑 何反何畝何歩

○第十七號樣式

家督相續ニ付登記申請

一、不動産ノ表示

左記ノ通

一、登記原因及其日附

何年何月何日家督相續

一、登記ノ目的

所有權移轉ノ登記

一、不動產ノ價格 金何千圓

一、登錄稅 金何圓

一、添附書類 戶籍謄本 壹通

右登記相成度此段申請候也

何年何月何日

何郡何村何番地

何 某印

某區裁判所

出張所御中

記

何郡何村大字何字何何番

一、畑 何反何畝何歩

○第十八號様式

土地所有權保存登記申請

一、不動產ノ表示

一、登記ノ目的

一、土地ノ價格

左記ノ通

土地所有權保存ノ登記

金何千圓

一、登錄稅

一、添附書類

右登記相成度不動產登記法第一百五條第壹號ニ依リ此段申請候也

何年何月何日

何郡何村何番地

何 某印

某區裁判所

出張所御中

記

何郡何村大字何字何何番

一、畑 何反何畝何歩

○第十九號様式

登記名義人ノ表示ノ變更ニ付登記申請

一、不動產ノ表示

一、登記原因及其日附

一、登記ノ目的

左記ノ通

何年何月何日轉籍

何年何月何日申請登記第何號所有權ノ登記中所有者何某ノ住所ヲ何郡何

村何番地下變更スルコト

一、登錄稅 金何拾錢
一、添附書類 戶籍抄本 壹通
右登記相成度此段申請候也

何郡何村何番地

何

某印

何年何月何日
某區裁判所
出張所御中
記

何郡何村大字何字何何番

一、田 何反何畝何步

○第二十號様式

分筆ニ付登記申請

一、不動産ノ表示 左記ノ通

一、登記原因及其日附 何年何月何日分割

一、登記ノ目的 分割登記

一、登錄稅 金何拾錢

一、添附書類 土地臺帳謄本 壹通

何郡何村何番地

何

某印

右登記相成度此段申請候也

何年何月何日
某區裁判所
出張所御中
記

一、分割前ノ土地表示

何郡何村大字何字何何番

畑 何反何畝何步

一、分割シタル土地表示

同 所 同 番 貳

畑 何反何畝何步

一、現在ノ土地

同 所 同 番 壹

畑 何反何畝何步

○第二十一號様式

保證書 (二通ヲ要ス)

何郡何村何番地
登記義務者 何 某

一、登記ヲ受クヘキ不動産ノ表示
左記ノ通り

一、登記ノ目的 所有權移轉

一、保證人何某カ登記ヲ受ケタル不動産ノ表示及年月日

何郡何村大字何字何番

一、畑何反何畝何歩

何年何月何日登記

一、保證人何某カ登記ヲ受ケタル不動産ノ表示及年月日

何郡何村大字何字何番

一、畑何反何畝何歩

何年何月何日登記

右登記義務者何某ノ人違ヒナキコトヲ保證仕リ候也

何年何月何日

何郡何村何番地

保證人 何

何年何月何日生

某 印

何郡何村何番地

保證人 何

何年何月何日生

某 印

記

何郡何村大字何字何番

一、畑 何反何畝何歩

○第二十二號様式

公有水面埋立免許願

何郡市何町村大字何字何番地先

一、何河川、湖、沼面積

内

反別 (坪數)

反別

(民有地トナルヘキ地目毎ニ其面積ヲ記載スルコト)
(公用又ハ公共用ニ供スヘキ土地ノ面積ヲ地目別ニ記載スルコト)

一、埋立ノ目的 何々
着手期限 免許ノ日ヨリ何月以内

一、工事 竣功期限 着手ノ日ヨリ何年何月以内
右埋立致度御命令ノ條項遵守可仕候間御免許相成度別紙關係圖書相添此段奉願候也

何郡市町村番地職業

年 月 日

知 事 宛

願 人 何
何 郡 市 何 町 村 何 番 地
證 人 何
某 印

七九二

備考

イ 添 付 書 類

一、埋立ニ關スル工事ノ計畫説明書

二、埋立ニ關スル費用ノ明細書

三、一般平面圖、實測平面圖、求積平面圖、縱橫断面圖等

願書添付ノ圖面ハ公有水面埋立法施行令第二條及大正十一年四月二十日土第三五號內務省土

木局長通報第五項參照

ロ 願書ハ正副二通ヲ提出スルコト

○第二十三號様式

公有水面埋立工事竣功認可申請

何 郡 市 何 町 村 大 字 何 字 何 河 川、湖、沼

一、埋立面積

内

反別 道路、堤塘、溝渠(地目毎ニ面積ヲ記載スルコト)

反別(坪數) 田、畑、宅地 (一筆毎ニ地目別面積ヲ記載スルコト)

一、工事竣功年月日

右ノ通埋立工事竣功致候ニ付御認可相成度別紙圖面相添此段申請候也

郡市町村番地

申請人 何

某 印

年 月 日

知 事 宛

備考

イ 添 付 書 類

一、實測平面圖、求積平面圖

添付圖面ハ大正十一年四月二十日土第三五號內務省土木局長通牒第十一項參照

ロ、願書ハ正副二通提出ノコト

○第二十四號様式

地方鐵道敷設免許申請書

今般弊社ニ於テ(拙者共發起人トナリ)何縣何郡市何町村何番地ヲ起點トシ何縣何郡市何町村何番地ニ至ル延長何哩何釐間ニ地方鐵道法ニ據ル鐵道ヲ敷設シ一般旅客及貨物ノ運輸營業開始致度候間特別ノ御詮議ヲ以テ御免許被成下度別紙關係書類並圖面相添へ此段申請候也

七九三

何都市何町村何番地
起業者何 某印

鐵道大臣宛

備考

添付書類

一、起業目論見書

但シ左ノ事項ヲ記載スルコト

1 目的

2 商號又ハ名稱、及主タル事務所ノ設置地

3 鐵道事業ニ要スル資金ノ總額及其ノ出資方法

4 線路ノ起終點及其ノ經過スヘキ主ナル市町村名並線路ノ一部ヲ道路ニ敷設セムトスルト

キハ其ノ區間及道路ノ種別

5 軌間

6 動力 蒸氣電氣等ノ別、電氣ヲ動力トスルモノニシテ自ラ發電設備ヲ有スルモノ
ニ在リテハ原動力ノ種類(火力、水力ノ別)他ヨリ電力ノ供給ヲ受クルモノ
ニ在リテハ供給者名

二、線路豫測圖

但シ左ノ二種トス

1 平面圖

2 縱斷面圖

三、建設費概算書

四、運送營業上ノ收支概算書(運輸數量表添付)

但シ第三、四項ニ就テハ大正八年八月閣令第一〇號地方鐵道法施行規則ニ定メラレタル様式ニ

依リ調製スルコト

申請書ニハ前記ノ外左ノ書類ヲ添付スルコト

一、會社ヲ設立セムトスルモノニ在リテハ定款ノ謄本組合事業ニ在リテハ其ノ契約書ノ謄本

二、既設會社ニ在リテハ地方鐵道ノ營業ヲ目的トスルモノヲ除クノ外定款及登記簿ノ謄本

三、公共團體ニ在リテハ地方鐵道經營ニ關スル決議要領書

尙本申請書ハ正副二通提出スルコト

〇第二十五號様式

軌道敷設特許申請書

今般弊社ニ於テ(拙者共發起人トナリ)何縣何郡市何町村何番地ヲ起點トシ何縣何郡市何町村何番

地ニ至ル延長何哩何鎖間ニ軌道法ニ據ル軌道ヲ敷設シ一般旅客及貨物ノ運輸營業開始致度候間特

別ノ御詮議ヲ以テ御特許被成下度別紙關係書類並圖面相添へ此段申請候也

何郡市何町村何番地

起業者何

某印

年月日

鐵道大臣
內務大臣宛

備考
添付書類

一起業目論見書

但シ左ノ事項ヲ記載スルコト

- 1 目的(旅客運送、荷物運送ノ別)
- 2 商號又ハ名稱主タル事務所ノ設置地
- 3 軌道事業ニ要スル資金ノ總額及其ノ出資方法
- 4 線路ノ起終點及併用軌道ノ始終點ノ地名番並其ノ經過市町村名
- 5 軌道ヲ敷設スヘキ道路ノ種類毎ノ延長、一般幅員及計畫幅員
- 6 線路ノ延長及單線、複線等ノ別
- 7 軌間及車輛ノ最大幅員
- 8 動力(人力、馬力、蒸汽、電氣等ノ別)

但シ電氣ヲ動力トスルモノニシテ自ラ發電設備ヲ有スルモノニ在リテハ原動力ノ種類(火
力、水力ノ別)他ヨリ電力ノ供給ヲ受クルモノニ在リテハ供給者名

二 線路豫測圖
縮尺二万五千分一以上トシ線路ノ經過市町村名、地形、一キロメートル
又ハ半哩毎及單線複線等ノ分界點ノキロメートル程又ハ哩程、道路ノ種
類並沿線人家連檐ノ狀況ヲ記シ縮尺方位ヲ示スコト

三 建設費概算書

四 運輸事業ノ收支概算書

但シ第三、四項ニ就テハ大正十二年十二月二十日內務、鐵道省令軌道法施行規則ニ定メ
ラレタル様式ニ依リ調製スルコト

五 軌道ヲ道路ニ敷設スルコトヲ得サル場合ニ在リテハ其ノ事由書

特許申請書ニハ前記ノ外左ノ書類ヲ添付スルコト

一 會社ヲ設立セムトスルモノニ在リテハ定款ノ謄本、組合事業ニ在リテハ其ノ契約書ノ
謄本

二 既設會社ニ在リテハ軌道法ニ據ル運輸營業ヲ目的トスルモノヲ除クノ外定款及登記簿
ノ謄本

三 公共團體ニ在リテハ軌道經營ニ關スル決議要領書尙本申請書ハ正本二通副本一通提出
スルコト

○第二十六號様式

水道布設認可申請

本町(村)ニ於テ別冊目論見書ノ通水道布設致度候間御許可相成度此段申請候也

年 月 日

何郡町(村)長 何

某 印

内務大臣(知事)宛

備考

イ 添付書類

- 一 水道目論見書、但左ノ事項ヲ記載スルコト
- 1 水道事務所ノ所在地
- 2 水源ノ位置(河川池湖又ハ掘井ノ)水量ノ概算(圖面、水質試験表添付)
- 3 水道線路、水道線路沿地名、貯水池、濾水場、唧水場ノ位置(圖面添付)
- 4 給水ノ區域、其ノ人口、一人一日ニ對スル平均給水量
- 5 人口増殖及多量ノ水ヲ用フル製造場等ニ對スル給水量増加ノ見込
- 6 水壓ノ概算
- 7 工事方法(圖面添付)
- 8 起工竣竣工期限
- 9 工費ノ總額、收入支出ノ方法、豫算
- 10 水料ノ等級、價格、水料徴收ノ方法、經常收支ノ概算

11 水道布設ニ對スル決議書寫目論見書添付ノ圖面、水質試験表其ノ他ノ書類ハ大正十年七月内務省令第二二號ヲ參照シ作製スルコト

ロ 基本計畫ニ於ケル給水人口一萬ヲ超エサル水道ノ布設及水道工費三萬圓ヲ超エサル改築又ハ増築ニシテ基本計畫ニ變更ナキモノハ知事ニ其ノ他ハ内務大臣ニ申請スルコト

ハ 本申請書類ハ正副二通提出ノコト

○第二十七號様式

下水道築造認可申請

本市ニ於テ別冊目論見書ノ通下水道築造致度候間御認可相成度此段申請候也

年 月 日

市 長 何

某 印

内務大臣宛

備考

イ 添付書類

- 一 下水道目論見書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコト
- 1 實測平面圖
- 2 實測縱斷面圖
- 3 排水管及排水渠ノ斷面圖

4 人孔、燈孔、通風器、防臭辨裝置、排水唧筒、沈澱池、濾過池ノ構造ニ關スル圖面其ノ他必要ナル細分圖

5 一位代價表

6 工費計算書

7 計畫説明書

8 下水道管理ニ關スル規程

9 起工及竣工年月日

目論見書調製ニ付テハ明治三十四年七月内務省訓令第一一號ヲ參照スルコト

ロ 本申請書ハ正副二通提出ノコト

○第二十八號様式

縣費補助願

何郡何市何町村大字何地内

市道(町村道)第何號線改築(何橋復築)工事

一金 何程 工費總額

右道路(何橋)ハ(補助ヲ要スル理由ヲ詳記スルコト)何々ニシテ當市町村ニ於テハ到底該工事費ノ負擔ニ堪ヘ難クニ付縣費ノ補助ヲ得テ速ニ改築(又ハ何々)仕度候間特別ノ御詮議ヲ以テ何年度ニ於テ相當御補助相成度別紙關係書類相添此段奉願候也

月 日

知 事 宛

市町村長 何

某 印

備考

添付書類

一、工事設計書

二、圖 面

三、起業團體會議ノ決議書寫

四、起業團體全部ノ戶數並地租額調

添附書類ハ大正四年六月縣訓令第二十八號土木費補助ニ關スル件ヲ參照シ作製スルコト

○第二十九號様式

土地立入許可申請書

何々 事業ノ爲土地收用法ニ依リ收用又ハ使用スヘキ準備トシテ別紙調書並圖面表示ノ土地ニ立入リ測量又ハ検査致度候間土地收用法第九條ニ依リ御許可相成度此段申請候也

年 月 日

住 所 番 地

申 請 人 氏

名 印

知 事 宛

備考

添附書類

一、調書 但左ノ事項ヲ記載スルコト

- 1 事業種類 何々
- 2 立入ルヘキ土地ノ區域 左記表示ノ通
- 3 立入ルヘキ時期 自 年 月 日 至 年 月 日

郡(市)名	町(村)名	大字名	摘要
何郡	何町	何	全部
同	何村	何	平面圖彩色ノ部
同	何町	何	東方平面圖彩色ノ部

一、圖面

平面圖トシ成ルヘク陸地測量部發行五萬分一地形圖ヲ用ヒ立入ルヘキ區間ヲ彩色スルヲ可トス若シ右圖面ヲ使用セサル場合ニ在リテハ郡市町村大字界ヲ明示シタル圖面ヲ作製シ立入ルヘキ區間ヲ明カナラシムルヲ要ス

○第三十號様式

鐵道ノ一例ヲ示セルモノ

土地収用事業認定申請書

大正 年 月 日 日監第 號ヲ以テ内務鐵道兩大臣ノ特許ヲ受ケ某縣知事ヨリ大正 年 月 日之ニ關スル工事施行ノ認可ヲ受ケタル某縣某郡甲町ヨリ某縣某郡乙町ニ至ル弊社鐵道(軌道)敷設ノ爲ニ必要ナル土地ハ土地收用法ニ依リ收用(又ハ使用)致度候條事業認定相成度同法第十三條ニヨリ關係圖書添附此段申請候也

何縣何郡何町村何番地

年 月 日

何 株式會社

取締役社長 何

某 印

内務大臣宛

備考

添附書類

(1) 事業計畫書 但記載事項ハ左記參照ノコト

- 一、本軌道ハ一般旅客、荷物ノ運送ヲ爲スヲ以テ目的トス
- 一、事業ノ認定ヲ申請スル區間ハ何縣何郡何町村
- 一、大字何小字何番ヨリ同郡何町(村)大字何小字何番ニ至ル延長何哩トス
- 一、本軌道ノ軌間ハ何呎何時ニシテ複線軌道トス
- 一、動力ハ電氣ヲ使用ス

- 一、軌道ヲ敷設スヘキ道路ノ幅員ハ單線軌道ノ場合ニ在リテハ國道何間府縣道何間其ノ他ノ道路ニ在リテハ何間ニ擴張スルモノトス兩側人家連檐ノ場所又ハ連檐スヘキ場所ハ道路ノ種類ヲ間ハス何間ニ擴張スルモノトス
- 一、其ノ他ノ道路ノ構造ハ道路構造令並ニ街路構造令ニ準據スルモノトス
- 一、軌道ヲ道路ニ敷設セサル場所ニ在リテハ線路施工基面ノ幅ハ何尺乃至何尺ニシテ築堤ヲ要スル場合ハ堤腹勾配一割五分切取ヲ要スル場合ハ斜面ノ勾配ヲ一割トシ法先ニ幅員何尺ノ排水溝ヲ築造スルモノトス
- 一、最急勾配ハ二十五分ノ一トシ最小曲線半徑ハ三十六尺トス
- 一、線路敷設ノ爲道路、河川溝渠ノ附替ヲ要スル場合ニ在リテハ各管理者ノ許可又ハ認可ヲ受ケ在來ノ構造ト同一ノモノニ施設スルモノトス
- 一、前項ノ外公共ノ用ニ供スル土地ニ對スル施設ハ土地收用法施行令第三條ニ依ル土地調書説明ノ通トス
- 一、停留場ニ於ケル用地ハ平面圖彩色ノ區域トス

注 意

イ 事業計畫書ハ其ノ事業ノ要領ヲ知り得ヘキ程度ニ作製シ官廳ノ許可若ハ認可ヲ受ケタル事業ニアリテハ其ノ許可若ハ認可申請ノ際提出シタル計畫書ト同様ノモノヲ添附スルヲ便宜トス

(2)

- ロ 電氣瓦斯等ニ關スル事業認定申請書ニハ其ノ用途供給區域等ヲ記載スルコト
- ハ 鐵道軌道其ノ他事業ノ認定ヲ受ケムトスル事業ノ施行ニ關シ官廳ノ許可若ハ認可ヲ要スルモノニ在リテハ其許可若ハ認可ヲ得タル後ニ於テ申請ヲ爲スヘキモノナルヲ以テ其ノ官廳ノ許可若ハ認可ノ年月日ヲ必ス記載スルコト

軌道敷設線路實測平面圖

注 意

- イ 圖面ニ關シテハ特別ノ規定ナキヲ以テ起業地域ヲ明確ニ表示シタル平面圖ヲ以テ足ルモ縮尺ノ過小ナルモノ又ハ長大ナルモノニ在リテハ別ニ一般平面圖(陸地測量部發行)ヲ添付シ其ノ位置ヲ表示スルヲ便宜トス
- ロ 前項ノ平面圖ニハ收用又ハ使用ヲ要スル土地ノ區域並附近ノ地形ヲ表示シ且起業地ニ於ケル府縣郡町村名(市ニ在リテハ何町何丁目迄)及其ノ境界線並ニ道路、河川、鐵道、軌道其ノ他公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供サレタル土地トノ關係ヲ記載スルコト
- ハ 起業地内ニ國道、府縣道、河川法施行ノ河川、河川法準用ノ河川、流域ニ府縣以上ニ誇ル河川アルトキハ特ニ其ノ區別ヲ記入スルコト
- ニ 同一ノ事業ニ付同時ニ土地ヲ收用又ハ使用セムトスルトキハ平面圖ニ收用及使用ノ區域ヲ區別表示スルコト

スル土地ニ付テハ各地目毎ニ其ノ坪數又ハ長幅ヲ記載スルコト

二、土地収用法施行令第三條ノ土地ニ關シテハ所管官廳但シ神社ニ在リテハ管理者(神職)寺院ニ在リテハ住職及檀信徒惣代連署、墓地及公園ニ在リテハ其ノ管理者ノ意見書ヲ添附スルコト

三、起業地内ニ土地収用法施行令第三條ノ土地以外ニ於テ現ニ公共ノ利益トナルヘキ事業(土地収用法第二條ニ該當スル事業)ニ供セラル、土地アル時ハ之ニ交渉ノ願末ヲ記載スルコト

(4) 土地収用法施行令第三條ニ依ル土地調書附屬圖面
平面圖トシ其ノ縮尺隨意ナルモ施行令第三條ニ依ル土地調書記載ノ土地トノ關係ヲ明瞭ナラシメ之ニ對スル施設計畫(土地調書中記載)シタル施設要領)ヲ示スコトヲ要ス

〇第三十一號様式

土地細目公告申請書

大正 年 月 日 日内閣ニ於テ事業ノ認定ヲ受ケタル當社起業軌道敷設ノ爲收用(又ハ使用)ヲ要スル土地ノ細目別紙調書ノ通ニ候條御公告相成度此段申請候也

何郡市何町村何番地

起業者 何軌道株式會社長 何

某印

知事宛

備考
添附書類

一、土地細目調書 但左記様式ニ依ルコト

土地細目調書

郡	町	村	大字	字	地番	地目
何	何	何	何	何	五四	田
同	同	同	回	同	五五	畑
同	同	同	同	同	五六	山林
同	同	同	同	同	五七	宅地

〇第三十二號様式

協議書

大正 年 月 日 日内閣ニ於テ土地収用事業認定ヲ受ケ同年 月 日何(府縣)知事ノ土地細目公告ヲ受ケタル貴殿御所有ニ係ル何郡何村大字何小字何何番ノ宅地ハ當社起業軌道敷設ノ爲必要ニ付買取致度別紙收用地補償金見積書地上物件移轉補償金見積書並其ノ他ノ損失補償金見積書記載ノ金額ヲ以テ土地ノ讓渡地上物件ノ移轉ノ義御承諾相願申度土地収用法第二十二條ニ依リ御協議致候間來ル 月 日迄ニ御諾否御確答相煩度右御協議致候也
何郡市何町村何番地

土地所有者 年 月 日 起業者 何軌道株式會社 何 某 印

備考 何 某 宛

添附書類

- 一、收用地補償金見積書
- 一、地上物件移轉補償金見積書
- 一、其ノ他ノ損失補償金見積書

(以上ノ書式ハ後出收用審査會裁決申請書ニ添付スルモノト同一書式ナルヲ以テ省略ス)

注意

實際土地ヲ收用スル場合ニ在リテハ直接土地所有者ト協議ヲ爲シ協議ノ成立見込ナキ場合ニ於テハ書面協議ヲ爲スヲ順序トス此書面協議ハ後日係争ノ場合ニ於テ證據ト爲ルモノナルカ故ニ其ノ送達ハ内容證明郵便又ハ配達證明郵便ニ付スルヲ得策トス

第三十三號様式

收用審査會裁決申請書

何縣何郡何村何番地

起業者 何軌道株式會社

右代表者 取締役 甲 某

何郡何町村何大字 番地 某

土地所有者 乙 某

何郡何町村 番地 某

關係人 丙 某

何郡何町村 番地 某

關係人 株式會社 何 銀行

右代表者 取締役 丁 某

右起業者ノ敷設セムトスル軌道ハ大正 年 月 日 貴官ニ於テ細目公告相成爾後土地所有權取得、物件移轉等ニ必要ナル土地ハ同年 月 日 貴官ニ於テ細目公告相成爾後土地所有權取得、物件移轉等ニ關シ土地所有者並關係人ト數回協議ヲ重ネタルモ土地所有者ハ高價ナル補償金ヲ要求シ關係人タル地上物件所有者ハ不相當ナル移轉料及營業ノ休止ニ關スル補償金ヲ要求シ抵當權者タル關係人ハ土地所有者ノ不同意ヲ理由トシテ協議ニ應セス遂ニ協議不調ニ歸シタルモ起業者ノ提示スル補償金ハ收用地附近ニ於ケル時價ヲ標準トシ移轉物件ノ性質並移轉ノ難易其他勞銀等ヲ斟酌シテ決定シタルモノニシテ相當ト相認メ候條土地收用法第二十二條ニ依リ收用審査會ノ裁決相受度同法

第二十三條ノ規定ニ依ル關係圖書添附此段申請候也

年 月 日

右申請人

起業者 何軌道株式會社
取締役 甲 某印

知事宛

備考

添附書類

(イ)事業計畫書及圖面(事業認定申請ノ場合ニ於ケル事業計畫書)
(ロ)收用地實測圖

收用地ハ假令一帯ノ土地全部ヲ收用スル場合ニ在リテモ土地台帳反別ニ依ルコトヲ得ス必ス實測シタル面積ニ依ラサルヘカラサルヲ以テ其ノ正確ヲ期セサルヘカラス依テ其ノ縮尺ハ六百分一位ヲ以テ示シ土地ノ境界坪數等ヲ實地ニ附合セシメ坪數計算ハ三斜法ニ依ルヲ便トス
(ハ)收用地調書 但左ノ様式ニ依ルコト

收用地調書

何郡何町村所屬

大字	地番	地目	土地臺帳	收用地	價補償金額	所有者	關係人	備考
反	別	反	別	單	住所	氏名	住所	氏名

何	何	一五宅地	坪			何郡何村番地	何郡何村番地	一部收用
同	同	一〇〇畑	反			某何	某何	全筆收用
同	同	八田				同	同	同
計								

説明 (1) 本調書ノ收用地面積ハ大正 年 月 日土地所有者ト立會調査シタルモノニシ

テ實地ニ符合ス

(2) 宅地ノ補償金ハ本件土地ト相隣接スル同字何番地ノ宅地二十坪ヲ本件ニ於ケル土地細目公告後何某カ何某ニ賣渡シタル價格七百圓ニシテ一坪三十五圓ニ相當シ之ト同一ナルノミナラス之ヲ關係人カ地上權ヲ設定シテ支拂ヒタル地代ヲ基礎トシテ收用地方ニ於ケル金利率年何分ニ鑑ミ還元スルモ起業者提示ノ價格ニ達セサル程度ニシテ其ノ見積低廉ナリト謂フ能ハサルモノトス

(3) 畑、田ノ補償金ハ一ヶ年ニ於ケル總收入ヨリ公課其他ノ支出ヲ控除シ其純益金カ收用地方ニ於ケル金利何分ニ該當スルモノト豫定シ之ヲ還元シタルニ何レモ起業者提示ノ補償金額以下ナルノミナラス收用地ト同一ノ小作米ヲ取得スヘキ土地ノ近時賣買價格ヲ見ルニ何レモ畑ハ一反歩三百五十圓田ハ一反歩五百五十圓ヲ出テスシテ起業者提示ノ補償金ハ寧

口高價ナルモ低廉ナリト謂フハ理由ナキモノトス
 (4) 關係人丙某ハ大正 年 月 日一ヶ年金何圓ノ地代ヲ支拂ヒ存續期間三十箇年
 間ノ地上權ヲ設定シ現ニ家屋其他ノ工作物ヲ所有シツ、アリ
 (5) 關係人丁某ハ大正 年 月 日元金何千圓一ヶ年利息何々辨濟期限大正 年
 月 日ノ債權擔保ノ爲ニ抵當權ヲ有ス
 (ニ)地上物件調書 但左ノ様式ニ依ルコト
 地上物件調書

何郡何町(村)所屬		大字	字	地番	物件ノ種類	數量	單	價補償金	住所	所有者	姓名	關係人	住所	姓名
		何	何		柿	目一通	一	本	円					
					桑			株						
					其ノ他現存物件									
					植付小麥	畝								
					植付	麥	同							

計														
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(ホ)移轉物件調書 但左ノ様式ニ依ルコト
 移轉物件調書

何郡何町(村)所屬		大字	字	地番	構造	種類	數量	移轉單	價移轉料	住所	所有者	姓名	關係人	住所	姓名
		何	何	一五	瓦二階	延住宅	二五	坪	円		何郡	何町	何村	何番	何地
		同	同		鍊瓦	風呂	二				同	同	同	同	同
		同	同		鉛管	水道	五	間			同	同	同	同	同
		同	同			何	一	ヶ			同	同	同	同	同
		同	同		平家	建離家	一〇	坪			同	同	同	同	同

(ハ)收用時期又ハ使用ノ時期、期間調書
 收用(使用)時期調書
 一、收用ノ時期ハ大正 年 月 日トス

一、使用ノ時期ハ御裁決ノ日ヨリ何ケ年トス
 (注意) 前記(イ乃至(ハ))ニ關スル調書ハ各市區町村別ニ作製スルコトヲ要ス
 ○第三十四號様式

收用審査會裁決申請通知書

當社起業軌道敷設ノ爲必要ナル貴殿御所有地買收ニ關シテハ先般來敝次社員ヲシテ協議爲致尙
 月 日書面ヲ以テ御協議致候得共御承諾ヲ得ルニ至ラサルヲ以テ 月 日何縣收用審査會
 ノ裁決ヲ申請候條御承知相成度土地收用法第二十三條第二項ニ依リ御通知申上候也

年 月 日

何郡市何町村番地

起業者 何軌道株式會社

土地所有者(關係人)何某宛

(注意)

本通知書ハ土地收用ニ關シ起業者ノ爲スヘキ法定要件ノ一ナルヲ以テ其ノ送達ハ内容證明郵便又
 ハ配達證明郵便ニ付スルヲ得策トス

○第三十五號様式

意 見 書

何郡何町(村) 番地

土地所有者 何 某

何郡何町(村) 番地

起業者 何軌道株式會社

右起業者ヨリ拙者ノ所有ニ屬スル何郡何町(村)大字何字何十五番宅地十五坪三合五勺同二十七番
 畑一反五畝廿步同四十四番田三反五畝二十五步ニ對シ收用ノ裁決ヲ申請シタル處

一、收用スヘキ土地ノ區域ハ内閣ニ於テ認定セラレタル事業ノ施行ニ必要歟クヘカラサルコトヲ
 要スルニモ拘ラス起業者カ收用ノ裁決ヲ申請シタル區域ハ之ヲ超過セルモノナルヲ以テ別紙平
 面圖ノ通減縮スヘキモノトス

一、起業者ハ被收用宅地ニ於ケル價格ヲ附近類似地ノ任意賣買價格ヨリ推定算出スルモ本件收用
 宅地ハ比準地ト其ノ地位形狀全ク相異リ收用地ハ街角ニ位シ營業上最モ有利ノ地位ニ在リ又其
 形狀ハ大部分道路ニ面スルヲ以テ利用上利便尠ナカラサルモノナルニ依リ一坪ニ付金五十圓以
 上ノ價格ヲ有シ從テ之ニ依リ補償金ヲ算定セサルヘカラサルモノトス

一、起業者ハ被收用地ニ於ケル小作米ヲ標準トシテ本件收用田地ノ補償金額ヲ推定算出スト雖モ
 現ニ土地所有者ハ一ヶ年一反ニ付小作米二石ヲ標準トシテ永小作權ヲ設定シタルノミナラス其
 ノ基礎ト爲シタル米價ハ米穀取引所ニ於ケル既往十ヶ年間平均米穀相場一石二十圓ヨリ低廉ニ
 シテ不當ナルヲ以テ之カ平均相場ヲ根據トシ現ニ設定スル永小作權ニ依ル小作米ヲ斟酌シテ算
 定スルトキハ田一反步ニ付金五百圓ノ割合ヲ以テ補償スヘキモノトス

以上ノ理由ニ依リ起業者ノ申請ハ何レモ不當ナルヲ以テ前記ノ通裁決ヲ得度右意見書提出候也
年 月 日

何郡何町(村) 番地
土地所有者 何 某

知事宛

第三十六號様式

供託書

郡 町(村) 番地

供託者 何軌道株式會社

一金 圓也

供託ノ原因 大正 年 月 日何縣收用審査會ノ裁決ニ基キ土地收用ノ結果土地所有者

乙某ニ支拂フヘキ補償金ナルヲ以テ 月 日所有者ニ提供シタルモ受領ヲ拒

ミタルニ因リ供託ス

供託スヘキ法令ノ條項土地收用法第六十條第二項供託物ヲ受取ルヘキ者ノ指定

何郡何町(村) 番地
土地所有者 何 某

右供託ス

年 月 日

右何軌道株式會社
取締役社長 何 某印

日本銀行何々代理店御中

(注意)

(1) 本書ハ二通ヲ作り之ニ供託金ヲ添ヘ金庫ヘ提出スルモノトス

(2) 用紙寸法ハ美濃判トシ紙數二枚以上ニ及フトキハ契印スルモノトス

第三十七號様式

供託通知書

大正 年 月 日何縣收用審査會ニ於テ收用ノ裁決ヲ受ケタル貴殿所有土地收用補償金

圓 錢ハ 月 日之ヲ提供シタルモ受領ヲ拒マレタルヲ以テ土地收用法第六十條ニ依リ大

正 年 月 日日本銀行何々代理店ニ供託シタリ

右通知候也
年 月 日

何軌道株式會社
取締役社長 何 某印

郡 町(村) 番地

何 某 宛
第三十八號樣式

土地收用ニ關スル義務執行申請書

郡 町(村) 番地
起業者 何軌道株式會社
郡 町(村)

土地所有者 何 某

右起業者ノ申請ニ基キ大正 年 月 日何縣收用審査會ニ於テ土地所有者ノ所有ニ屬セシ
何郡何町(村)大字何字何何番宅地拾五坪三合五勺收用ノ裁決ヲ受ケ該裁決ニ基キ損失補償金ヲ土
地所有者ニ提供シタルモ其受領ヲ拒ミタルヲ以テ別紙受領書寫ノ通何金庫ニ供託シタルモ(又ハ
本人ニ於テ受領シタルモ)收用ノ時期タル 月 日ニ地上物件ヲ移轉セサルヲ以テ土地所有
者ニ屬スル地上物件移轉義務至急御執行相成度土地收用法第七十三條ニ依リ申請候也

年 月 日

何軌道株式會社

取締役社長

何

某 印

知 事 宛

附 錄

- 一、土木工事監督區劃
- 一、稅 務 署 管 轄
- 一、區 裁 判 所 管 轄
- 一、材 積 計 算 表
- 一、水 平 巨 離 計 算 表

土木工事監督區劃

名稱

上田工區
伊那工區
飯田工區

松本工區

大町工區

長野工區

中野工區

區

南佐久郡、北佐久郡、小縣郡
諏訪郡、上伊那郡
下伊那郡

西筑摩郡、東筑摩郡(大町工區所屬ヲ除ク)
犀川沿岸奈良井川合流點以上

南安曇郡、安曇村(府縣道梓鎗ヶ嶽線ヲ除ク)
犀川沿岸奈良井川合流點以下府縣道池田明科停車場線、同豊科田澤停車場線、同下生野明科線(重要部分共)

松本市

南安曇郡(松本工區所屬ヲ除ク) 北安曇郡

更級郡、埴科郡、上高井郡 長野市

上水内郡(中野工區所屬ヲ除ク) 下高井郡、上水内郡(千曲川沿岸立ヶ花橋以下國道十號線府縣道長野中野線分岐點ヨリ下水内郡界ニ至ル間) 下水内郡

域

事務所位置

小縣郡役所内
上伊那郡役所内
下伊那郡役所内

東筑摩郡役所内

北安曇郡役所内

縣廳内

下高井郡役所内

稅務署管轄區域

署名
中野稅務署

所在地
中野町

管轄區域
上高井郡、下高井郡、下水内郡

長野稅務署	長野市	長野市、上水内郡、更級郡
上田稅務署	上田市	小縣郡、埴科郡、上田市
岩村田稅務署	岩村田町	北佐久郡、南佐久郡
上諏訪稅務署	上諏訪町	諏訪郡
西筑摩稅務署	福島町	西筑摩郡
伊那稅務署	伊那町	上伊那郡
飯田稅務署	飯田町	下伊那郡
大町稅務署	大町	北安曇郡
松本稅務署	松本市	南安曇郡、東筑摩郡、松本市

長野地方裁判所管内登記管轄區域

區裁判所同上出張所

長野區裁判所

長野市

域

○上水内郡ノ内
大豆島村、朝陽村、柳原村、長沼村、鳥居村、神郷村、古里村、若槻村、淺川村、芋井村、小田切村、安茂里村

○更級郡ノ内

眞島村

○上水内郡ノ内
中郷村、三水村、信濃尻村、柏原村、古間村、富士里村、高岡村

○上水内郡ノ内
柵村、戸隠村、鬼無里村

○上水内郡ノ内
榮村、七二會村。南小川村、北小川村、日里村

水内村、津和村

○更級郡ノ内
信級村、日原村、大岡村、牧郷村、更府村

○更級郡ノ内
中津村、信里村、篠ノ井町、共和村、今里村、笹井村、稻里村、小島田村、御厨村、榮村、青木島村

○更級郡ノ内
稻荷山町、塩崎村、信田村、川柳村、更級村。八幡村、桑原村、

○上高井郡ノ内
保科村、川田村、綿内村、高甫村、井上村、豊丘村、仁禮村、須坂町、日野村、日瀧村、高井村

中郷出張所

柵出張所

榮出張所

水内出張所

中津出張所

稻荷山出張所

須坂出張所

小布施出張所
松代出張所

○上高井郡ノ内、山田村、小布施村、都住村、豊洲村
○埴科郡ノ内

松代町村、寺尾村、東條村、西條村、豊榮村、清野村

○更級郡ノ内
東福寺村、西寺尾村

飯山區裁判所

○下水内郡ノ内

飯山町村、秋津村、豊井村、永田村、柳原村、外様村、太田村、常盤村

○下高井郡ノ内

倭村、木島村、上木島村、往郷村、穂高村、瑞穂村

岡山出張所

○下高井郡ノ内

市川村、豊郷村、堺村

○下水内郡ノ内

岡山、水内

中野出張所

○下高井郡ノ内

中野町、日野村、穂波村、平穩村、夜間瀬村、科野村、平岡村、長丘村、平野村、高丘村、延徳村

松本區裁判所

松本市

○東筑摩郡ノ内

入山邊村、里山邊村、錦部村、本郷村、岡田村、島内村、島立村、松本村、中山村

○東筑摩郡ノ内

和田村、新村、波多村、山形村、今井村、神林村、笹賀村

○東筑摩郡ノ内

本城村、坂北村、日向村、麻績村、坂井村、中川村、會田村

○東筑摩郡ノ内

東川手村、中川手村、上川手村、五常村、生坂村

○東筑摩郡ノ内

宗賀村、朝日村、洗馬村、鹽尻村、筑摩地村

○南安曇郡ノ内

豊科村、明盛村、三田村、烏川村、西穂高村、有明村、北穂高村、穂高町、南穂高村、高家村

○南安曇郡ノ内

梓村、安曇村、倭村、温村、小倉村

○東筑摩郡ノ内

壽村、片丘村、芳川村、廣丘村

壽出張所

梓出張所

豊科出張所

鹽尻出張所

東川手出張所

本城出張所

和田出張所

上諏訪區裁判所

平野出張所

豊平出張所

富士見出張所

大町區裁判所

池田出張所

南小谷出張所

木曾區裁判所

讀書出張所

○諏訪郡ノ内

上諏訪町、下諏訪町、豊田村、湖南村、中洲村、宮川村、永明村、四賀村

○諏訪郡ノ内

平野村、長地村、川岸村、湊村

○諏訪郡ノ内

豊平村、玉川村、原村、泉野村、湖東村、北山村、米澤村

○諏訪郡ノ内

落合村、境村、本郷村、富士見村、金澤村

○北安曇郡ノ内

大町、社村、八坂村、美麻村、平村、常盤村

○北安曇郡ノ内

池田町、松川村、會染村、七貴村、陸郷村、廣津村

○北安曇郡ノ内

南小谷村、北小谷村、中土村、北城村、神城松

○西筑摩郡ノ内

福嶋町、日義村、新開村、開田村、三丘村、王瀧村、上松町

○西筑摩郡ノ内

讀書村、大桑村、吾妻村、神坂村、山口村、田立村

○西筑摩郡ノ内

木祖、村檜川村、奈川村

○下伊那郡ノ内

飯田町、市田村、座光寺村、上郷村、上飯田村、鼎村、松尾村、龍丘村、下川

路、村三穗村、伊賀良村、千代村、龍江村、上久堅村、下久堅村、喬木村

○下伊那郡ノ内

河野村、神稻村、大鹿村、生田村、大嶋村、山吹村

○下伊那郡ノ内

會地村、山本村、清内路村、智里村、伍和村、波合村

○下伊那郡ノ内

且開村、豊村、神原村、根羽村

○下伊那郡ノ内

富草村、下條村、泰阜村、大下條村

○下伊那郡ノ内

和田村、木澤村、上村、南和田村、平岡村、八重河内村

○上伊那郡ノ内

木祖出張所

飯田區裁判所

河野出張所

會地出張所

且開出張所

富草出張所

遠山出張所

伊那區裁判所

中箕輪出張所

伊那町、西箕輪村、南箕輪村、手良村、美篤村、東春近村、西春近村、富縣村
○上伊那郡ノ内

飯島出張所

中箕輪村、箕輪村、東箕輪村
○上伊那郡ノ内

赤穂出張所

飯島村、七久保村、片桐村、上片桐村
赤穂村、宮田村、中澤村、伊那村
○上伊那郡ノ内

伊那富出張所

伊那富村、朝日村、小野村、川島村
○上伊那郡ノ内

高遠出張所

高遠町、河南村、伊那里村、美和村、三義村、藤澤村、長藤村
○小縣郡ノ内

上田區裁判所

神川村、豊里村、殿城村、本原村、長村、傍陽村、神科村、鹽尻村、川邊村、上田市

中塩田出張所

○小縣郡ノ内
中塩田村、別所村、東塩田村、西塩田村、富士山村

縣出張所

○小縣郡ノ内
滋野村、縣村、禰津村、和村

浦里出張所

○北佐久郡ノ内
北御牧村
小縣郡ノ内
浦里村、泉田村、室賀村、青木村

丸子出張所

○小縣郡ノ内
丸子町、鹽川村、長瀬村、依田村、東内村、西内村、武石村、和田村、大門村、長久保新町、長窪古町

坂城出張所

○埴科郡ノ内
坂城町、中之條村、南條村、戸倉村
○更級郡ノ内

屋代出張所

上山田村、力石村、村上村
屋代町、埴生村、杭瀬下村、五加村、森村、倉科村、雨宮縣村

岩村田區裁判所

○北佐久郡ノ内
岩村田町、志賀村、三井村、平根村、伍賀村、御代田村、高瀬村、中津村、中佐都村

小諸出張所

○北佐久郡ノ内
小諸町、三岡村、南大井村、小沼村、大里村、川邊村、北大井村、輕井澤町、西長倉村

立 木 材 積 表

目通 直徑 分	目通 周圍 分	目通 周圍 (尺)																								目通 直徑 分		
		二間 12	二間半 15	三間 18	三間半 21	四間 24	四間半 27	五間 30	五間半 33	六間 36	六間半 39	七間 42	七間半 45	八間 48	八間半 51	九間 54	九間半 57	十間 60	十間半 63	十一間 66	十一間半 69	十二間 72	十二間半 75	十三間 78	十三間半 81		十四間 84	
5	16	00019	00022	00025	00026	00029																						5
10	31	00078	00085	00095	00104	00115																						10
15	47	00176	00193	00214	00236	00260																						15
20	63	00313	00343	00379	00420	00462																						20
25	79	00490	00535	00593	00655	00722	00787	00851	00913	00970	01030	01100	01160	0122														25
30	94	00704	00770	00853	00944	01040	01134	01225	01315	01400	01500	01580	01670	0176														30
35	110	00960	01049	01162	01285	01416	01543	01668	01790	01910	02030	02150	02280	02400	02520	02640	02760	02890	03010	03130	03260	03380	03500	0361				35
40	126	01253	01370	01518	01679	01849	02015	02179	02339	02500	02650	02810	02980	03130	03300	03440	03600	03770	03940	04090	04260	04420	04570	0473				40
45	141	01586	01734	01921	02124	02340	02551	02758	02960	03160	03360	03560	03770	03970	04160	04370	04560	04780	04980	05180	05390	05590	05780	0598				45
50	157	01958	02141	02371	02622	02888	03149	03404	03654	03900	04150	04390	04640	04900	0510	05390	05600	05890	06140	06400	06650	06900	07140	0738				50
55	173			02869	03173	03496	03810	04120	04422	04720	05020	05320	05630	05930	06230	06520	06820	07130	07440	07750	08050	08530	08640	08930	09240	0954	55	
60	188			03415	03776	04159	04535	04903	05262	05620	05980	06320	06700	07060	07420	07750	08110	08480	08860	09220	09580	09940	10280	10630	10990	1135	60	
65	204			04008	04432	04918	05322	05754	06176	06600	07020	07430	07860	08280	08700	09110	09520	09960	10390	10820	11240	11660	12070	12480	12900	1332	65	
70	220			04649	05140	05662	06173	06673	07163	07640	08140	08620	09110	09600	10090	10560	11040	11540	12050	12550	13030	13520	14000	14470	14960	1549	70	
75	236			05336	05900	06499	07086	07661	08222	08780	09340	09890	10450	11030	11580	12120	12670	13250	13840	14400	14960	15530	16070	16610	17170	1774	75	
80	251			06071	06713	07394	08062	08716	09355	09980	10620	11260	11890	12550	13180	13790	14410	15080	15740	16390	17030	17660	18290	18900	19550	2018	80	
85	267			06853	07570	08348	09101	09840	10561	11280	12000	12710	13430	14160	14880	15560	16270	17030	17770	18500	19220	19930	20640	21340	22070	2279	85	
90	283			07684	08497	09359	10202	11028	11840	12640	13450	14240	15060	15880	16680	17450	18240	19080	19920	20740	21550	22360	23140	23920	24730	2555	90	
95	298			08561	09467	10428	11368	12260	13193	14090	14990	15860	16780	17690	18580	19440	20330	21260	22190	23110	24010	24900	25790	26650	27560	2850	95	
100	314			09486	10490	11555	12596	13619	14618	15610	16600	17580	18590	19610	20590	21540	22520	23570	24590	25610	26600	27600	28570	29530	30540	3154	100	

目通 直徑 分	目通 周圍 分	目通 周圍 (尺)															目通 直徑 分										
		五間 30	五間半 33	六間 36	六間半 39	七間 42	七間半 45	八間 48	八間半 51	九間 54	九間半 57	十間 60	十間半 63	十一間 66	十一間半 69	十二間 72		十二間半 75	十三間 78	十三間半 81	十四間 84	十四間半 87	十五間 90				
105	330	1501	1612	1721	1830	1938	2050	2161	2274	2375	2483	2598	2591	2824	2934	3042	3150	3256	3367	3470	3570						105

80	251	060710	067130	073940	080620	087160	093550	099810	106210	112010	118310	125010	131810	138710	145710	152810	160010	167410	175010	182810	190810	199010	206410	213410	220710	2279	85	
85	267	068530	075700	083480	091010	098400	105610	112810	120110	127110	134310	141610	148810	156110	163410	170710	178110	185610	193210	200910	208810	216810	224910	233110	241410	249810	258310	90
90	283	076840	084970	093591	102021	110281	118401	126411	134511	142411	150611	158811	166811	174511	182411	190811	199211	207411	215511	223611	231411	239211	247311	255511	263811	272211	95	
95	298	085610	094671	104281	113681	122601	131931	140911	149911	158611	167811	176911	185811	194411	203311	212611	221911	231111	240111	249011	257911	266511	275611	285011	294511	304311	100	
100	314	094861	104901	115551	125961	136191	146181	156111	166011	175811	185911	196111	205911	215411	225211	235711	245911	256111	266011	276011	285711	295311	305411	315411	325411	335411		

目 直徑	目 通徑	目 通徑															目 直徑						
		五間 (尺)	五間半	六間	六間半	七間	七間半	八間	八間半	九間	九間半	十間	十間半	十一間	十一間半	十二間		十二間半	十三間	十三間半	十四間	十四間半	十五間
分	分	30	33	36	39	42	45	48	51	54	57	60	63	66	69	72	75	78	81	84	87	90	分
105	330	1501	1612	1721	1830	1938	2050	2161	2274	2375	2483	2598	2591	2824	2934	3042	3150	3256	3367	3476	3593	3709	105
110	346	1648	1769	1889	2009	2128	2249	2372	2491	2606	2725	2851	2976	3098	3220	3340	3457	3572	3695	3816	3943	4072	110
115	361	1801	1933	2064	2196	2326	2459	2592	2723	2849	2978	3116	3252	3386	3518	3649	3779	3905	4038	4170	4310	4450	115
120	377	1973	2105	2248	2390	2532	2677	2822	2965	3102	3242	3392	3541	3688	3832	3973	4114	4252	4397	4541	4693	4846	120
125	393	2128	2284	2438	2594	2747	2905	3064	3217	3367	3518	3682	3842	4001	4158	4312	4464	4614	4771	4927	5093	5257	125
130	408	2302	2470	2638	2806	2971	3142	3313	3480	3641	3805	3982	4156	4327	4496	4663	4828	4990	5160	5329	5508	5686	130
135	424	2482	2664	2844	3025	3204	3388	3572	3752	3926	4104	4294	4482	4667	4849	5029	5207	5382	5566	5747	5922	6102	135
140	440	2669	2865	3059	3254	3446	3643	3842	4036	4223	4414	4618	4820	5020	5215	5408	5599	5788	5986	6181	6389	6565	140
145	456	2863	3073	3282	3491	3697	3908	4122	4328	4530	4734	4954	5171	5384	5594	5802	6007	6209	6420	6630	6853	7074	145
150	471	3064	3289	3511	3736	3956	4183	4411	4632	4848	5066	5302	5533	5761	5987	6209	6428	6643	6871	7096	7333	7571	150
155	487	3272	3512	3750	3989	4224	4467	4710	4946	5176	5410	5660	5908	6152	6392	6630	6864	7094	7337	7577	7830	8083	155
160	503	3486	3742	3996	4267	4501	4759	5018	5270	5515	5765	6032	6295	6556	6811	7064	7314	7559	7817	8105	8344	8614	160
165	518	3708	3980	4249	4520	4787	5062	5338	5605	5866	6131	6415	6695	6971	7244	7513	7778	8039	8314	8586	8874	9161	165
170	534	3936	4225	4511	4798	5081	5372	5665	5950	6227	6508	6810	7166	7400	7690	7975	8256	8533	8825	9114	9420	9724	170
175	550	4171	4477	4780	5084	5384	5693	6004	6305	6598	6896	7216	7531	7842	8149	8452	8749	9043	9352	9658	9982	10304	175
180	565	4413	4736	5057	5378	5696	6023	6352	6671	6980	7296	7634	7968	8297	8621	8941	9257	9568	9894	10218	10560	10902	180
185	581	4661	5003	5341	5682	6018	6362	6709	7046	7374	7720	8064	8417	8764	9107	9444	9778	10106	10451	10793	11155	11515	185
190	597	4916	5277	5634	5993	6347	6712	7076	7433	7777	8129	8506	8878	9244	9606	9962	10301	10660	11023	11384	11766	12146	190
195	613	5178	5558	5935	6312	6685	7069	7454	7829	8192	8562	8959	9350	9737	10118	10493	10864	11228	11611	11992	12394	12794	195
200	628	5448	5847	6242	6641	7033	7436	7842	8236	8618	9007	9425	9836	10243	10643	11039	11428	11812	12215	12614	13037	13459	200

備考 (1) 材積ハ石ヲ單位トス (2) 形數ハ樹高及直徑ニ應シ乘シタルモノトス (3) 枝條ハ加算セス

水 平 距 離 換

傾度		斜距																								
度		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
間	1	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	09	09	09	09	09	09	09
	2	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	18	18	18
	3	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	29	29	29	29	29	29	29	29	28	28	28	28	28	27	27
	4	40	40	40	40	40	40	40	40	40	39	39	39	39	39	39	38	38	38	38	38	37	37	37	37	36
	5	50	50	50	50	50	50	50	50	49	49	49	49	49	49	48	48	48	48	47	47	47	46	46	46	45
	6	60	60	60	60	60	60	60	59	59	59	59	59	58	58	58	58	57	57	57	56	56	56	55	55	54
	7	70	70	70	70	70	70	69	69	69	69	69	68	68	68	68	67	67	67	66	66	65	65	64	64	63
	8	80	80	80	80	80	80	79	79	79	79	79	78	78	78	77	77	77	76	76	75	75	74	74	73	73
	9	90	90	90	90	90	90	89	89	89	89	88	88	88	87	87	87	86	86	85	85	84	83	83	82	82
	10	100	100	100	100	100	99	99	99	99	98	98	98	97	97	97	96	96	95	95	94	93	93	92	91	91
11	110	110	110	110	110	109	109	109	109	108	108	108	107	107	106	106	105	105	104	103	103	102	101	100	100	
12	120	120	120	120	120	119	119	119	119	118	118	117	117	116	116	115	115	114	113	113	112	111	110	109	109	
13	130	130	130	130	130	129	129	129	129	128	128	127	127	126	126	125	124	124	123	122	121	120	119	118	118	
14	140	140	140	140	139	139	139	139	138	138	137	137	136	136	135	135	134	133	132	132	131	130	129	128	127	
15	150	150	150	150	149	149	149	149	148	148	147	147	146	146	145	144	143	143	142	141	140	139	138	137	136	
16	160	160	160	160	159	159	159	158	158	158	157	157	156	155	155	154	153	152	151	150	149	148	147	146	145	
17	170	170	170	170	169	169	169	168	168	167	167	166	166	165	164	163	163	162	161	160	159	158	156	155	154	
18	180	180	180	180	179	179	179	178	178	177	177	176	175	175	174	173	172	171	170	169	168	167	166	164	163	
19	190	190	190	190	189	189	189	188	188	187	187	186	185	184	184	183	182	181	180	179	177	176	175	174	172	
20	200	200	200	200	199	199	199	198	198	197	196	196	195	194	193	192	191	190	189	188	187	185	184	183	181	
21	210	210	210	209	209	209	208	208	207	207	206	205	205	204	203	202	201	200	199	197	196	195	193	192	190	
22	220	220	220	219	219	219	218	218	217	217	216	215	214	213	213	211	210	209	208	207	205	204	203	201	199	
23	230	230	230	229	229	229	228	228	227	226	226	225	224	223	222	221	220	219	217	216	215	213	212	210	208	
24	240	240	240	239	239	239	238	238	237	236	236	235	234	233	232	231	230	228	227	226	224	223	221	219	218	
25	250	250	250	249	249	249	248	248	247	246	245	245	244	243	241	240	239	238	236	235	233	232	230	228	227	
間 以 下	0,1	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	02	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	
	0,2	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	01	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	01	01	
	0,3	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	
	0,4	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	
	0,5	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	
	0,6	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	05	05	
	0,7	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	06	06	06	
	0,8	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	07	07	07	07	07
	0,9	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	08	08	08	08	08	08

傾度		斜距			
度		1	2	3	4
間	26	260	260	260	259
	27	270	270	270	269
	28	280	280	280	279
	29	290	290	290	289
	30	300	300	300	299
	31	310	310	310	309
	32	320	320	320	319
	33	330	330	330	329
	34	340	340	340	339
	35	350	350	350	349
36	360	360	360	359	
37	370	370	369	369	
38	380	380	379	379	
39	390	390	389	389	
40	400	400	399	399	
41	410	410	409	409	
42	420	420	419	419	
43	430	430	429	429	
44	440	440	439	439	
45	450	450	449	449	
46	460	460	459	459	
47	470	470	469	469	
48	480	480	479	479	
49	490	490	489	489	
50	500	500	499	499	
間 以 下	0,1	01	01	01	01
	0,2	02	02	02	02
	0,3	03	03	03	03
	0,4	04	04	04	04
	0,5	05	05	05	05
	0,6	06	06	06	06
	0,7	07	07	07	07
	0,8	08	08	08	08
	0,9	09	09	09	09

傾度		斜距																								
度		26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
間	1	09	09	09	09	09	09	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	07	07	07	07	07	07	07	06	
	2	18	18	18	17	17	17	17	17	17	16	16	16	16	16	15	15	15	15	14	14	14	14	13	13	
	3	27	27	26	26	26	26	25	25	25	25	24	24	24	23	23	23	22	22	22	21	21	20	20	19	
	4	36	36	35	35	35	34	34	34	33	33	32	32	32	31	31	30	30	29	29	28	28	27	27	26	
	5	45	45	44	44	43	43	42	42	41	41	40	40	39	39	38	38	37	37	36	35	35	34	33	32	
	6	54	53	53	52	52	51	51	50	50	49	49	48	47	47	46	45	45	44	43	42	42	41	40	39	
	7	63	62	62	61	61	60	59	59	58	57	57	56	55	54	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	

傾度		斜距				
度		26	27	28	29	30
間	26	234	232	230	227	223
	27	243	241	238	236	234
	28	252	249	247	245	242
	29	261	258	256	254	251
	30	270	267	265	262	260
	31	279	276	274	271	268

平 距 離 換 算 表

18	19	20	21	22	23	24	25
10	09	09	09	09	09	09	09
19	19	19	19	19	18	18	18
29	28	28	28	28	28	27	27
38	38	38	37	37	37	37	36
48	47	47	47	46	46	46	45
57	57	56	56	56	55	55	54
67	66	66	65	65	64	64	63
76	76	75	75	74	74	73	73
86	85	85	84	83	83	82	82
95	95	94	93	93	92	91	91
105	104	103	103	102	101	100	100
114	113	113	112	111	110	110	109
124	123	122	121	121	120	119	118
133	132	132	131	130	129	128	127
143	142	141	140	139	138	137	136
152	151	150	149	148	147	146	145
162	161	160	159	158	156	155	154
171	170	169	168	167	166	164	163
181	180	179	177	176	175	174	172
190	189	188	187	185	184	183	181
200	199	197	196	195	193	192	190
209	208	207	205	204	203	201	199
219	217	216	215	213	212	210	208
228	227	226	224	223	221	219	218
238	236	235	233	232	230	228	227
01	01	01	01	01	01	01	01
02	02	02	02	02	02	02	02
03	03	03	03	03	03	03	03
04	04	04	04	04	04	04	04
05	05	05	05	05	05	05	05
06	06	06	06	06	06	05	05
07	07	07	07	06	06	06	06
08	08	08	07	07	07	07	07
09	09	08	08	08	08	08	08

傾度 斜距	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
間	26	26	26	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	24	24	24	24	24	23	23	23	23
26	260	260	260	259	259	259	258	257	257	256	255	254	253	252	251	250	249	247	246	244	243	241	239	238	236
27	270	270	270	269	269	269	268	267	267	266	265	264	263	262	261	260	258	257	255	254	252	250	249	247	245
28	280	280	280	279	279	278	278	277	277	276	275	274	273	272	270	269	268	266	265	263	261	260	258	256	254
29	290	290	290	289	289	288	288	287	286	286	285	284	283	281	280	279	277	276	274	273	271	269	267	265	263
30	300	300	300	299	299	298	298	297	296	295	294	293	292	291	290	288	287	285	284	282	280	278	276	274	272
31	310	310	310	309	309	308	308	307	306	305	304	303	302	301	299	298	296	295	293	291	289	287	285	283	281
32	320	320	320	319	319	318	318	317	316	315	314	313	312	310	309	308	306	304	303	301	299	297	295	292	290
33	330	330	330	329	329	328	328	327	326	325	324	323	322	320	319	317	316	314	312	310	308	306	304	301	299
34	340	340	340	339	339	338	337	337	336	335	334	333	331	330	328	327	325	323	321	319	317	315	313	311	308
35	350	350	350	349	349	348	347	347	346	345	344	342	341	340	338	336	335	333	331	329	327	325	322	320	317
36	360	360	360	359	359	358	357	356	356	355	353	352	351	349	348	346	344	342	340	338	336	334	331	329	326
37	370	370	369	369	369	368	367	366	365	364	363	362	361	359	357	356	354	352	350	348	345	343	341	338	335
38	380	380	379	379	379	378	377	376	375	374	373	372	370	369	367	365	363	361	359	356	355	352	350	347	344
39	390	390	389	389	389	388	387	386	385	384	383	381	380	378	377	375	373	371	369	366	364	362	359	356	353
40	400	400	399	399	398	398	397	397	395	394	393	391	390	388	386	385	383	380	378	376	373	371	368	365	363
41	410	410	409	409	408	408	407	406	405	404	402	401	399	398	396	394	392	390	388	385	383	380	377	375	372
42	420	420	419	419	418	418	417	416	415	414	412	411	409	408	406	404	402	399	397	395	392	389	387	384	381
43	430	430	429	429	428	428	427	426	425	423	422	421	419	417	415	413	411	409	407	404	401	399	396	393	390
44	440	440	439	439	438	438	437	436	435	433	432	430	429	427	425	423	421	418	416	413	411	408	405	402	399
45	450	450	449	449	448	448	447	447	444	443	442	440	438	437	435	433	430	428	425	423	420	417	414	411	408
46	460	460	459	459	458	457	457	456	454	453	452	450	448	446	444	442	440	437	435	432	429	427	423	420	417
47	470	470	469	469	468	467	466	465	464	463	461	460	458	456	454	452	449	447	444	442	439	436	433	429	426
48	480	480	479	479	478	477	476	475	474	473	471	470	468	466	464	461	459	457	454	451	448	445	442	439	435
49	490	490	489	489	488	487	486	485	484	483	481	479	477	475	473	471	469	466	463	460	457	454	451	448	444
50	500	500	499	499	498	497	496	495	494	492	491	489	487	485	483	481	478	476	472	470	467	464	460	457	453
0,1	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01
0,2	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02
0,3	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03
0,4	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04
0,5	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05
0,6	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	05	05
0,7	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07
0,8	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08
0,9	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09

43	44	45	46	47	48	49	50
07	07	07	07	07	07	07	06
15	14	14	14	14	13	13	13
22	22	21	21	20	20	20	19
29	29	28	28	27	27	26	26

傾度 斜距	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
間	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
26	234	232	230	227	225	223	220	218	216	213	210	208	205	202	199	196	193	190	187	184	181	177	174	171	167
27	243	241	238	236	234	231	229	226	224	221	218	216	213	210	207	204	201	197	194	191	188	184	181	177	174
28	252	249	247	245	242	240	237	235	232	229	227	224	221	218	214	211	208	205	201	198	195	191	187	184	180
29	261	258	256	254	251	249	246	243	240	238	235	232	229	225	222	219	216	212	209	205	201	198	194	190	186

0,5	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05
以	0,6	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	05	05
下	0,7	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	06	06	06	06
	0,8	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	07	07	07	07	07
	0,9	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	08	08	08	08	08

0,5	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05
以	0,6	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06
下	0,7	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07
	0,8	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08
	0,9	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09

斜距	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
間	09	09	09	09	09	09	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	07	07	07	07	07	07	07	07	06
1	18	18	18	17	17	17	17	17	17	16	16	16	16	16	15	15	15	15	14	14	14	14	13	13	13
2	27	27	26	26	26	26	25	25	25	25	24	24	24	23	23	23	22	22	22	21	21	20	20	19	19
3	36	36	35	35	35	34	34	34	33	33	32	32	32	31	31	30	30	29	29	28	28	27	27	26	26
4	45	45	44	44	43	43	42	42	41	41	40	40	39	39	38	38	37	37	36	35	35	34	33	33	32
5	54	53	53	52	52	51	51	50	50	49	49	48	47	47	46	45	45	44	43	42	42	41	40	39	39
6	63	62	62	61	61	60	59	59	58	57	57	56	55	54	54	53	52	51	50	49	49	48	47	46	45
7	72	71	71	70	69	69	68	67	66	66	65	64	63	62	61	60	59	59	58	57	56	55	54	52	51
8	81	80	79	79	78	77	76	75	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	61	60	59	58
9	90	89	88	87	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	75	74	73	72	71	69	68	67	66	64
10	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	85	84	83	82	80	79	78	76	75	74	72	81
11	108	107	106	105	104	103	102	101	99	98	97	96	95	93	92	91	89	88	86	85	83	82	80	79	77
12	117	116	115	114	113	111	110	109	108	106	105	104	102	101	100	98	97	95	94	92	90	89	87	85	84
13	126	125	124	122	121	120	119	117	116	115	113	112	110	109	107	106	104	102	101	99	97	95	94	92	90
14	135	134	132	131	130	129	127	126	124	123	121	120	118	117	115	113	111	110	108	106	104	102	100	98	96
15	144	143	141	140	139	137	136	134	133	131	129	128	126	124	123	121	119	117	115	113	111	109	107	105	103
16	153	151	150	149	147	146	144	143	141	139	138	136	134	132	130	128	125	124	122	120	118	116	114	112	109
17	162	160	159	147	156	154	153	151	149	147	146	144	142	140	138	136	134	132	129	127	125	123	120	118	116
18	171	169	168	166	165	163	161	159	158	156	154	152	150	148	146	143	141	139	137	134	132	130	127	125	122
19	180	178	177	175	173	171	170	168	166	164	162	160	158	155	153	151	149	146	144	141	139	136	134	131	129
20	189	187	185	184	182	180	178	176	174	172	170	168	165	163	161	158	156	154	151	148	146	143	141	138	135
21	198	196	194	192	191	189	187	185	182	180	178	176	173	171	169	166	163	161	158	156	153	150	147	144	141
22	207	205	203	201	199	197	195	193	191	188	186	184	181	179	176	174	171	168	165	163	160	157	154	151	148
23	216	214	212	210	208	206	204	201	199	197	194	192	189	187	184	181	178	176	173	170	167	164	161	157	154
24	225	223	221	219	217	214	212	210	207	205	202	200	197	194	192	189	186	183	180	177	174	170	167	164	161
25	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01
0,1	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02
0,2	03	03	03	03	03	03	03	03	03	02	03	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02
0,3	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04	04
0,4	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05	05
0,5	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06
0,6	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07	07
0,7	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08	08
0,8	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09
0,9	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09

斜距	26	27	28	29	30	31
間	234	232	230	227	225	223
26	243	241	238	236	234	231
27	252	249	247	245	242	240
28	261	258	256	254	251	249
29	270	267	265	262	260	257
30	279	276	274	271	268	266
31	288	285	283	280	277	275
32	297	294	291	289	286	284
33	306	303	300	297	294	292
34	315	312	309	306	303	301
35	324	321	318	315	312	310
36	333	330	327	324	320	318
37	342	339	336	332	329	327
38	351	347	344	341	338	336
39	360	356	353	350	346	344
40	369	365	362	359	355	353
41	377	374	371	367	364	362
42	386	383	380	376	372	370
43	395	392	388	385	381	379
44	404	401	397	394	390	388
45	413	410	406	402	398	396
46	422	419	415	411	407	405
47	431	428	424	420	416	414
48	440	437	433	429	424	422
49	449	446	441	437	433	431
50	458	455	451	447	443	441
0,1	01	01	01	01	01	01
0,2	02	02	02	02	02	02
0,3	03	03	03	03	03	03
0,4	04	04	04	04	04	04
0,5	04	04	04	04	04	04
0,6	05	05	05	05	05	05
0,7	06	06	06	06	06	06
0,8	07	07	07	07	07	07
0,9	08	08	08	08	08	08

正誤表

頁	行	誤	正	頁	行	誤
目次一	七	公有水面埋立	公有水面埋立	三七〇	二	豫告書
目次三	五	五道路施行令	道路法施行令	四三二	一五〇	
目次四	七	第七十三條	第三十條	四三三	一二	(明治三十七年十月)
同五	五	(內務省告示第二二號)	(內務省告示第二二號)	四四四	三	心要
同五	九	九縣令第八號	縣令第九號	四四四	六	所管大臣及
同六	一一	一告示九三號	告示一〇六號	四四七	一	雜種產
同六	六	(大正十年六月)	(大正十一年六月)	四四七	一四	調成
同二〇	九	(課第二九〇號)	(課第二九九號)	四六二	四	官有地
同二二	二五	二五〇九頁	五〇六頁	四六三	一	元理五三二五號
同二二	三五	三五六一頁	五〇九頁	四六三	一	其ノ他ノ物
同二二	一一	(發甲第二號)	(發甲第十一號)	四六七	一	何町村何々神社ヲ削除ス
同二八	二七	二七五三頁	七五五頁	四七二	一	整理部長
同三一	一〇	一〇七七九頁	七九七頁	五一〇	八	第三號以外
四	一〇	一〇管現	管理	五一二	三	殘期ヲ以テ
五	一七	一七除クノ	除クノ外	同	一七	信託ノ登記
七	二	二許可テ	許可テ	五二六	一	第二號
一〇	二七	二七副員	副員	五二六	五	第十一條
二七	一一	一一五	巨	五三五	一	七ニシテ項
六	一三	一三通路	道路	五五四	一	四財藏
七六	二	二上田本	上田松本	五七四	一	五前使用車名
一〇一	六	六所轄	所轄	五九四	七	許可
一七二	六	六北段	此段	同	七	經營セムルト
一八一	四	四指令	指令	五九八	一	四鐵軌
一八六	一	一命ニ	命シ	同	一	六公共益
二二四	一	一船行	舟行	六〇七	四	執行セム
二四九	四	四愛士第四二號	發士第四二號	六一一	八	又ニ
二六七	一	一濱業	漁業	六二二	六	三備考中キロメートル
三〇三	一	一本材	木材	六二七	八	地地方
三〇四	一	一縣令八號	縣令九號	六二九	八	取扱方心得
三〇九	一	一市町村役場	市町村長	六三二	一	(大正十年十一月八日發甲)
三一〇	八	八指令書	指令書寫	六三六	一	(第一七號)
同	一六	一六方言マヤチ含ムノ下ニ定置漁業ニ該當セサルモノヲ加フ	水視目鏡	六三七	三	町村飯用
三一	二	二水視自鏡	水視目鏡	六四四	一〇	工事計算書
三一	五	五月	日	六八六	一	三三十日
三一	一〇	一〇第十三條第二項 漁業者ヲ削ル	租 采	七四五	一	六拒ミメル
三一	一四	一四鹿 采	租 采	七五二	一	一使用ニ
三一	三	三行ノ次ニ第十四條ノ二左ニ掲グル水産動物ハ之ヲ採捕シ又ハ所持販賣スルコトヲ得ス一チ加フ	十三行目第十九條「鮎ヲ採捕スルヲ得ス一チ鮎ヲ採捕シ又ハ其ノ間ニ採取シタルモノヲ所持若ハ販賣スルコトヲ得ス」ト訂正ス	七五二	五	官廳ハ令又ハ
三一	三	三行ノ次ニ第十四條ノ二左ニ掲グル水産動物ハ之ヲ採捕シ又ハ所持販賣スルコトヲ得ス一チ加フ	十三行目第十九條「鮎ヲ採捕スルヲ得ス一チ鮎ヲ採捕シ又ハ其ノ間ニ採取シタルモノヲ所持若ハ販賣スルコトヲ得ス」ト訂正ス	七九八	二	許可
三一	三	三行ノ次ニ第十四條ノ二左ニ掲グル水産動物ハ之ヲ採捕シ又ハ所持販賣スルコトヲ得ス一チ加フ	十三行目第十九條「鮎ヲ採捕スルヲ得ス一チ鮎ヲ採捕シ又ハ其ノ間ニ採取シタルモノヲ所持若ハ販賣スルコトヲ得ス」ト訂正ス	八二六	七	飯山町村
三一	三	三行ノ次ニ第十四條ノ二左ニ掲グル水産動物ハ之ヲ採捕シ又ハ所持販賣スルコトヲ得ス一チ加フ	十三行目第十九條「鮎ヲ採捕スルヲ得ス一チ鮎ヲ採捕シ又ハ其ノ間ニ採取シタルモノヲ所持若ハ販賣スルコトヲ得ス」ト訂正ス	八二七	一	二豊科村

正 誤 表

誤	正	頁	行	誤	正
立	公有水面埋立	三七〇	二 豫告書	報告書	
令	道路法施行令	四三二	一五〇	砂	
第三十條	第三十條	四三三	一二 (明治三十七年十月)	必要	(明治三十七年七月)
告示一〇六號	告示一〇六號	四四四	三 心 要	所管大臣ハ	
課第二九九號	課第二九九號	四四四	六 所管大臣及	雜種財產	
五〇六頁	五〇六頁	四四七	一 一 雜種產	調 製	
五〇九頁	五〇九頁	四四七	一 四 調 成	官用地	
發田第十一號	發田第十一號	四六二	四 官有地	元理第三二三號	
七五五頁	七五五頁	四六三	一 元理五三二五號	其ノ他產物	
七九七頁	七九七頁	四六三	一 其ノ他ノ物	整理部長	
主務大臣以下ナ二項トス	主務大臣以下ナ二項トス	四六七	一 一 整理部長	第三號ノ二以外	
管 理	管 理	四七二	八 第三號以外	殘期ヲ以テ	
除クノ外	除クノ外	五一〇	三 殘期テ以テ	信託ノ登錄	
許可ヲ	許可ヲ	五一二	一 七 信託ノ登記	第二條	
職員	職員	五二六	一 二 第二號	第十一條	
巨	巨	五三六	五 第十一條	ニシテ前項	
道 路	道 路	五三四	一 七 ニシテ項	貯 藏	
上田松本	上田松本	五五八	一 四 財 藏	金 額	
所 轄	所 轄	五七四	六 全 額	前使用者名	
此 段	此 段	五九四	一 五 前使用車名	特 許	
指 令	指 令	五九四	七 許 可	經營セムト	
命 シ	命 シ	同	七 經營セムルト	管 理 者	
舟 行	舟 行	五九八	三 管 理	鐵 道	
發土第四二號	發土第四二號	同	一 四 鐵 軌	公 益	
漁 業	漁 業	同	一 六 公共益	執行セム	
木 材	木 材	六〇七	四 執行セムム	ニ	
縣令九號	縣令九號	六一一	八 又 ニ	キロメートル	
市町村長	市町村長	六二二	八 取扱方心得	地下	
指令書寫	指令書寫	六二七	一 一 (大正十年十一月八日發甲)	取扱方ノ件	
水視目鏡	水視目鏡	六三三	三 町村飯用	町村飲用	
漁業者ヲ削ル	漁業者ヲ削ル	六三六	一〇 工事計算書	工費計算書	
日	日	六四四	一 三 三十日	二十日	
		六八六	一 六 拒ミタル	拒ミタル	
		七四五	一 一 使用ニ	使用シ	
		七五二			

七六	一三通路	道路	五九四	七許可	特許
一〇一	二上田本	上田松本	同	七經營セムルト	經營セム
一七二	六所輾	所轄	五九五	三管理	管理者
一八一	六北段	此段	五九八	一四鐵軌	鐵道
一八六	四指令	指令	同	一六公益	公益
二二四	一命ニ	命シ	六〇七	四執行セムム	執行セム
二四九	一二船行	舟行	六一一	八又ニ	ニ
二六七	四愛士第四二號	發士第四二號	六二三	備考中キロメートル	キロメートル
三〇三	一濱業	漁業	六二七	勅令第五百八號ノ前行ニ軌道法施行	軌道法施行
三〇四	一一本材	木材	六二九	八地方	地方
三〇九	一二縣令八號	縣令九號	六三二	八取扱方心得	取扱方ノ
三一〇	一市町村役場	市町村長	六三六	一(大正十年十一月八日發甲)	(大正十年十一月八日發甲)
同	八指令書	指令書寫	六三七	三町村飯用	町村飲用
同	一六加フ	方言マヤチ含ムノ下ニ定置漁業ニ該當セサルモノヲ	六四四	一〇工事計算書	工費計算
三一〇	二水視自鏡	水視目鏡	六八六	一三三十日	二十日
三一〇	五月	日	七四五	一六拒ミメル	拒ミタル
三一〇	一〇第十三條第二項 漁業者ヲ削ル	削ル	七五二	一一使用ニ	使用シ
三一〇	一四産朶	租朶	七五四	五官廳ハ令又ハ	官廳ハ注
三一〇	二行ノ次ニ第十四條ノ二左ニ掲グル水産動物ハ之ヲ	採捕シ又ハ所持販賣スルコトヲ得ス一チ加フ	七九八	二許可	認可
三一〇	寸未滿	十三行目第十九條「鮎ヲ採捕スルヲ得ス一チ鮎ヲ採	八二六	三松代町村	松代町
三一〇	捕シ又ハ其ノ間ニ採取シタルモノヲ所持若ハ販賣ス	ルコトヲ得スト訂正ス	八二七	一二豊科村	飯山町
三一〇	二魚類ノ採捕	漁業	八二八	一四神城松	豊科町
三一〇	一四告九三號	告示一〇六號	八三二	二芦縣村	神城村
三一〇	一五縣令八號	縣令九號			芦田村
三一〇	二願ヲ用ス	願ヲ要ス			
三一〇	二タル後	タル			
三一〇	一三工事	工費			
三一〇	一平均スル出力ニ	平均出力トニ			
三一〇	二電塔	鐵塔			
三一〇	八暗渠、線路	暗渠、線渠			
三一〇	一四地點使	地點ノ			
三一〇	五庭園	庭園			
三一〇	一四電氣工事規定	電氣工作物規程			
三六一	三	三行目上ヨリ			
三六一	未行遞信大臣ニ	遞信大臣ハ			
三六一	八電氣事業ノ	電氣事業者			

(注)

一、土工條規(明治四十四年十一月十七日縣令及支障物調査手續(大正八年五月三十日訓政正ノ見込ナルヲ以テ本書ヨリ除キタリ)

二、附錄土木工事監督區劃表中松本、大町工區付左ノ通り訂正ス

松本工區

西筑摩郡、東筑摩郡(大町工區所屬) 犀川沿岸奈良井川合流

南安曇郡 安曇村(府縣道梓鎗ヶ嶽)

松本市

大町工區

東筑摩郡 犀川沿岸奈良井合流點

府縣道池田明科停車場

車場線下野明科線(重)

南安曇郡(松本工區所屬ヲ除ク)

南支委...

大工工組

南支委... 大工工組... 南支委...

送來市

南支委... 送來市... 南支委...

南支委

南支委... 南支委... 南支委...

(并)

六三二 二寶被付

六二八 一四輪被付

六二二 一〇男被付

六二六 一〇女被付

六二四 一〇男被付

六二〇 一〇女被付

六一八 一〇男被付

六一六 一〇女被付

六一四 一〇男被付

六一二 一〇女被付

六一〇 一〇男被付

六一八 一〇女被付

六一六 一〇男被付

六一四 一〇女被付

六一二 一〇男被付

六一〇 一〇女被付

六一八 一〇男被付

六一六 一〇女被付

六一四 一〇男被付

三二二	一〇	三輪二車	高木
三二一	二〇	日置	高木
三二〇	三〇	日置	高木
三一〇	四〇	日置	高木
三〇〇	五〇	日置	高木
二九〇	六〇	日置	高木
二八〇	七〇	日置	高木
二七〇	八〇	日置	高木
二六〇	九〇	日置	高木
二五〇	一〇〇	日置	高木
二四〇	一一〇	日置	高木
二三〇	一二〇	日置	高木
二二〇	一三〇	日置	高木
二一〇	一四〇	日置	高木
二〇〇	一五〇	日置	高木
一九〇	一六〇	日置	高木
一八〇	一七〇	日置	高木
一七〇	一八〇	日置	高木
一六〇	一九〇	日置	高木
一五〇	二〇〇	日置	高木
一四〇	二一〇	日置	高木
一三〇	二二〇	日置	高木
一二〇	二三〇	日置	高木
一一〇	二四〇	日置	高木
一〇〇	二五〇	日置	高木
九〇	二六〇	日置	高木
八〇	二七〇	日置	高木
七〇	二八〇	日置	高木
六〇	二九〇	日置	高木
五〇	三〇〇	日置	高木
四〇	三一〇	日置	高木
三〇	三二〇	日置	高木
二〇	三三〇	日置	高木
一〇	三四〇	日置	高木
〇	三五〇	日置	高木

五

三二二	一〇	三輪二車	高木
三二一	二〇	日置	高木
三二〇	三〇	日置	高木
三一〇	四〇	日置	高木
三〇〇	五〇	日置	高木
二九〇	六〇	日置	高木
二八〇	七〇	日置	高木
二七〇	八〇	日置	高木
二六〇	九〇	日置	高木
二五〇	一〇〇	日置	高木
二四〇	一一〇	日置	高木
二三〇	一二〇	日置	高木
二二〇	一三〇	日置	高木
二一〇	一四〇	日置	高木
二〇〇	一五〇	日置	高木
一九〇	一六〇	日置	高木
一八〇	一七〇	日置	高木
一七〇	一八〇	日置	高木
一六〇	一九〇	日置	高木
一五〇	二〇〇	日置	高木
一四〇	二一〇	日置	高木
一三〇	二二〇	日置	高木
一二〇	二三〇	日置	高木
一一〇	二四〇	日置	高木
一〇〇	二五〇	日置	高木
九〇	二六〇	日置	高木
八〇	二七〇	日置	高木
七〇	二八〇	日置	高木
六〇	二九〇	日置	高木
五〇	三〇〇	日置	高木
四〇	三一〇	日置	高木
三〇	三二〇	日置	高木
二〇	三三〇	日置	高木
一〇	三四〇	日置	高木
〇	三五〇	日置	高木

五

西日

六八式

一三三

一〇五

一〇五

二十日

六八式

一三三

一〇五

一〇五

二十日

六八式

一三三

一〇五

一〇五

二十日

六八式

一三三

一〇五

一〇五

二十日

六八式

一三三

一〇五

一〇五

二十日

六八式

一三三

一〇五

一〇五

二十日

六八式

一三三

一〇五

一〇五

二十日

六八式

一三三

一〇五

一〇五

二十日

六八式

一三三

一〇五

一〇五

二十日

六八式

一三三

一〇五

一〇五

二十日

六八式

一三三

一〇五

一〇五

二十日

六八式

一三三

一〇五

一〇五

二十日

六八式

一三三

一〇五

一〇五

二十日

六八式

一三三

一〇五

一〇五

二十日

六八式

一三三

一〇五

一〇五

二十日

六八式

一三三

一〇五

一〇五

二十日

六八式

一三三

一〇五

一〇五

二十日

大正十三年一月十二日印刷
大正十三年一月十五日發行

(非賣品)

編輯兼 長野縣內務部土木課
發行人

長野縣長野市妻科六十六番地

印刷人 大日方利雄

同縣同 市南縣町六百五十七番地

印刷所 信濃毎日新聞株式會社

Table with multiple columns and rows, containing faint text and numbers, likely a ledger or index. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side.







